学校における医療的ケア実施体制充実事業
（医療的ケアのための看護師に対する研修機会の確保）

令和３年度
文部科学省
委託事業

指導的な役割を担う看護師の研修プログラム案と教材例

公益財団法人　日本訪問看護財団

はじめに

近年、医療技術の進歩と医療提供体制の整備を背景として、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等（以下、医療的ケア児とする）が増加し、医療的ケア児の教育の場は、特別支援学校に限らず小中学校等へと拡がりをみせている。医療機関とは異なる環境で、医療的ケア児と関わった経験の少ない他職種と協働しながら児童生徒に関わる医療的ケア看護職員の確保・定着が求められている。医療的ケア看護職員を支援する上で、指導的な役割を担う看護師を育成する必要性が高まっている。

本事業では、先ず指導的役割を担う看護師へのインタビュー結果から、【役割】と期待される【能力】、【希望する研修内容】について抽出し、有識者の知見に基づき整理した。また、インタビュー調査等で見出した【役割】に基づき、研修項目と研修受講により期待される主な役割を整理し、研修企画の工程を示した。詳しくは「指導的な役割を担う看護師に求められる研修の全体像（案）」（以下、「研修の全体像（案）」という。）を参考にされたい。

さらに、モデル研修では、研修の全体像（案）の研修項目として＜６．校内の多職種との連携・協働＞、研修受講により期待される主な役割として「４．医療的ケア児を中心とした協働」をとりあげて、研修テーマを「学校における医療的ケア児を中心とした多職種協働」と設定した。

先ず、研修担当者から「研修の目的・目標」を説明し、次に、総論として「学校で医療的ケアを実施する意義」、「教育現場で求められる指導的な役割」に関して、教育委員会や管理職、或いは学識経験者（教育学）からの講義を設定した。さらに、総論から各論につながる内容として、有識者等（看護学）による「指導的役割の看護師とは」の講義を設定した。続く各論では、指導的役割を担う看護師から研修テーマに関連する実践報告、さらには教員と医療的ケア看護職員等による「医療的ケアに関するヒヤリ・ハット場面に関する多職種協働」に関するロールプレイを行い、最後にグループワークでデイスカッションを行った。

モデル研修では、全国の指導的役割を担う看護師から参加者を募った。参加者へのアンケート結果では、概ね研修に対する肯定的な評価が得られ、本企画について一定の成果を確認することができた。研修会に参加した指導的役割を担う看護師の多くは、医療的ケア児の支援に対する熱意にあふれ、高度な専門的役割を日常的に発揮されていた。教育委員会や研修の対象者のニーズに合せて、研修テーマを設定することや、企画者と参加者がそのテーマを意識して取り組むことによって、より効果的に研修を実施することが可能と考える。

本事業の成果として、実際に指導的役割を担う看護師へのインタビューから抽出された役割と能力に基づきモデル研修を企画し、妥当性を検証したこと、研修企画の一連のプロセスを各地域の実情に合せて活用可能な資料を作成し、モデル研修を通してその意義を検証したことにある。

本紙に掲載した研修プログラム案と教材例をご参照いただき、指導的役割を担う看護師の育成によって、医療的ケア児の教育環境の充実と、さらには看護師自身の達成感につながることを願う。

令和４年３月

令和 3 年度文部科学省委託事業
学校における医療的ケア実施体制充実事業

有識者会議
座長　奈良間　美保

目 次

はじめに

Ⅰ．プログラム案

指導的な役割を担う看護師の研修プログラム案 …… 5

Ⅱ．教材例

1．本研修の目的・目標等の説明 …… 9
2．教育現場で求められる指導的な役割 …… 19
3．指導的な役割を担う看護師とは …… 41
4．グループワーク …… 83

Ⅲ．参考例

令和 3 年 12 月 24 日開催 Web 研修
「学校における医療的ケア児を中心とした多職種協働」
指導的な役割を担う看護師の実践報告

1．実践報告① 学校所属の立場から …… 119
2．実践報告② 病院所属の立場から …… 135
3．実践報告③ 教育委員会所属の立場から …… 151

I

プログラム案

指導的な役割を担う看護師の研修プログラム案
「学校における医療的ケア児を中心とした多職種協働」

本事業では、「学校における医療的ケア児を中心とした多職種協働」について以下のようなプログラム案を検討した。教材例として、下線の内容を含む講義資料を示す。さらに「指導的な役割を担う看護師の実践報告」については、本事業で実施した検証のための研修の際に使用した実践報告の資料を、巻末に参考例として掲載した。

研　修　内　容	講　師
本研修の目的・目標等の説明	研修担当者
学校で医療的ケアを実施する意義	教育委員会　等
教育現場で求められる指導的な役割	学識経験者（教育系）/管理職　等
指導的な役割を担う看護師とは	学識経験者（看護系）等
指導的な役割を担う看護師の実践報告 **・学校所属の立場から** **・病院所属の立場から** **・教育委員会所属の立場から**	①学校所属の指導的な役割を担う看護師 ②病院所属の指導的な役割を担う看護師 ③教育委員会所属の指導的な役割を担う看護師 ※所属先は各自治体の状況で検討する
グループワーク１：多職種間の意見交換・相互交流（看護師・教育委員会担当者・教職員　等）	指導的な役割を担う看護師 学校において医療的ケアを担当する教職員　等
医療的ケアに関するヒヤリハット場面の多職種協働（グループワーク２に向けたロールプレイ）	指導的な役割を担う看護師 学校において医療的ケアを担当する教職員　等
グループワーク２：多職種協働における役割の検討（看護師）	学識経験者（看護系/教育系） 指導的な役割を担う看護師　等
発表・グループワークの総括	
総評・閉会挨拶	

II

教材例

令和3年度 文部科学省委託事業
「学校における医療的ケア実施体制充実事業」
（医療的ケアのための看護師に対する研修機会の確保）

研修の一例

「学校における医療的ケア児を中心とした多職種協働」

本研修の目的・目標等の説明

公益財団法人 日本訪問看護財団

目次

Ⅰ．研修プログラム（案）の位置づけ

Ⅱ．研修プログラム（案）のねらいと対象者

Ⅲ．研修プログラム（案）

1

Ⅰ．研修プログラム（案）の位置づけ

2

Ⅰ．研修プログラム（案）の位置づけ

指導的な役割を担う看護師に必要な研修の全体像（案）

	研修項目
1	医療的ケア看護職員のための体制整備
2	医療的ケア看護職員の支援
3	医療的ケア看護職員の育成
4	組織としての医療的ケアの管理
5	認定特定行為業務従事者を含む教職員の支援
6	校内の多職種との連携・協働
7	学校医や主治医等との連携・協働
8	医療的ケア児の学校生活を総合的に支援する
9	保護者を尊重しながら支援する
10	地域の特性や資源に応じた連携・役割

3

【研修プログラム（案）の位置づけ】
　本研修は、令和3年度 文部科学省委託事業「学校における医療的ケア実施体制充実事業」（医療的ケアのための看護師に対する研修機会の確保）の中で実施したインタビュー調査から整理した、指導的な役割を担う看護師に求められる研修全体像（案）の一部を研修プログラム（案）と教材例として整理したものである。

（研修全体像案）
1.医療的ケア看護職員のための体制整備
2.医療的ケア看護職員の支援
3.医療的ケア看護職員の育成
4.組織としての医療的ケアの管理
5.認定特定行為業務従事者を含む教職員の支援
6.校内の多職種との連携・協働
7.学校医や主治医等との連携・協働
8.医療的ケア児の学校生活を総合的に支援する
9.保護者を尊重しながら支援する
10.地域の特性や資源に応じた連携・役割

本研修は、上記の研修項目のうちのひとつである「6.校内の多職種との連携・協働」をピックアップした研修プログラム（案）と教材例である。

Ⅰ．研修プログラム（案）の位置づけ

研修項目「校内の多職種との連携・協働」

	研修受講により期待される主な役割
1	教職員と医療的ケア看護職員の協働の支援
2	多職種連携のコーデイネーターを務める
3	看護職員の代表としての多職種連携の実践
4	医療的ケア児を中心とした協働
5	調整上の多職種への配慮
6	組織内の報告・情報共有

4

【研修プログラム（案）の位置づけ】
　本事業で整理した指導的な役割を担う看護師の役割の１つである「教員等校内の多職種との連携・協働」は、以下の６つの要素から構成されるが、本研修プログラム（案）では、「医療的ケア児を中心とした協働」に焦点を当てて研修を構成し、研修プログラム（案）と教材例を示した。

Ⅱ. 研修プログラム（案）の
ねらいと対象者

5

Ⅱ．研修プログラム（案）のねらいと対象者-1

ねらい

〇指導的な役割を担う看護師が医療的ケア児を中心とした多職種協働の在り方を理解する
〇指導的な役割を担う看護師が多職種協働における自身の役割を考える

対象者

都道府県及び指定都市の学校や教育委員会等に勤務する指導的な役割を担う看護師または今後指導的な役割を担う予定の看護師

※指導的な役割を担う看護師の具体的な役割や実践を理解することや多職種協働について双方の視点から検討することを目的に、看護師以外に研修企画に携わる教育委員会の担当者や日々協働する教職員も対象者に含めることも可能である

6

【本研修のねらい】
①指導的な役割を担う看護師が医療的ケア児を中心とした多職種協働の在り方を理解する
②指導的な役割を担う看護師が多職種協働における自身の役割を考える

【対象者】
・都道府県及び指定都市の学校や教育委員会等に勤務する指導的な役割を担う看護師または今後指導的な役割を担う予定の看護師
・指導的な役割を担う看護師の具体的な役割や実践を理解することや多職種協働について双方の視点から検討することを目的に、看護師以外にも、研修企画に携わる教育委員会の担当者や日々協働する教職員等も対象者に含めることも可能であることを想定したプログラムとした。

Ⅱ．研修プログラム（案）のねらいと対象者-2

本事業における用語の定義

指導的な役割を担う看護師
通常の医療的ケアの実施等に加え、外部関係機関との連絡調整、医療的ケア看護職員の業務調整、医療的ケア看護職員の相談・指導・カンファレンスの開催、研修会の企画・運営、医療的ケアに関する教職員からの相談等を行う看護職員

医療的ケア看護職員
学校等において、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である医療的ケア児の療養上の世話又は診療の補助に従事する看護職員

医療的ケア児
人工呼吸器や胃ろう等を使用し、喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等

参考：「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)」（令和3年8月23日付け3文科初第861号文部科学省初等中等教育局長通知）

7

【本事業における用語の定義】

○指導的な役割を担う看護師
通常の医療的ケアの実施等に加え、外部関係機関との連絡調整、医療的ケア看護職員の業務調整、医療的ケア看護職員の相談・指導・カンファレンスの開催、研修会の企画・運営、医療的ケアに関する教職員からの相談等を行う看護職員

○医療的ケア看護職員
学校等において、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である医療的ケア児の療養上の世話又は診療の補助に従事する看護職員

○医療的ケア児
人工呼吸器や胃ろう等を使用し、喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等

Ⅲ. 研修プログラム（案）

8

Ⅲ. 研修プログラム（案）

「学校における医療的ケア児を中心とした多職種協働」

研 修 内 容	講 師
1. 本研修の目的・目標等の説明	研修担当者
2. 学校で医療的ケアを実施する意義	教育委員会　等
3. 教育現場で求められる指導的な役割	学識経験者（教育系）/管理職　等
4. 指導的な役割を担う看護師とは	学識経験者（看護系）等
5. 指導的な役割を担う看護師の実践報告 ・学校所属の立場から ・病院所属の立場から ・教育委員会所属の立場から	①学校所属の指導的な役割を担う看護師 ②病院所属の指導的な役割を担う看護師 ③教育委員会所属の指導的な役割を担う看護師 ※所属先は各自治体の状況で検討する
6-1. グループワーク1：多職種間の意見交換・相互交流 （看護師・教育委員会担当者・教職員　等）	指導的な役割を担う看護師 学校において医療的ケアを担当する教職員　等
6-2. 医療的ケアに関するヒヤリハット場面の多職種協働 （グループワーク2に向けたロールプレイ）	指導的な役割を担う看護師 学校において医療的ケアを担当する教職員　等
6-3. グループワーク2：多職種協働における役割の検討（看護師）	学識経験者（看護系/教育系） 指導的な役割を担う看護師　等
発表・グループワークの総括	
総評・閉会挨拶	

9

【本研修のプログラム（案）の構成】

研修プログラム（案）の研修内容はスライドの１～8に示す通りである。これらの研修内容の目的等は以下の通りである。

1. 本研修の目的・目標等の説明
2. 教育委員会等による「学校で医療的ケアを実施する意義」についての講義
3. 学識経験者（教育系）／管理職　等による「教育現場で求められる指導的な役割」についての講義
4. 学識経験者（看護系）等による「指導的な役割を担う看護師とは」の講義
5. 「指導的な役割を担う看護師の実践報告」
   本研修プログラム（案）では、学校所属の立場から、病院所属の立場から、教育委員会所属の立場から、の3つの所属の指導的な役割を担う看護師の実践報告例を想定した。

6−1. グループワーク1「多職種間の意見交換・相互交流」は、指導的な役割を担う看護師に加え、教育委員会担当者や教職員が参加する。多職種の意見交換の場として、主にそれぞれの立場の役割の理解や課題の共有を目的としている。

6−2. 「医療的ケアに関するヒヤリハット場面の多職種協働」をテーマに、グループワークに向けたロールプレイを展開する。事例は、より現場の実情に即したものを検討した。今回はヒヤリハットの場面で、教職員と医療的ケア看護職員との間に巻き起こったやり取りをロールプレイする。

6−3. グループワーク2は、指導的な役割を担う看護師の参加とした。ロールプレイを受け、主に多職種協働場面の指導的な役割を担う看護師の役割の検討を目的としている。

なお、教材例としては、これらの研修内容のうち1.3.4.6の内容について例を示した（青字・下線）。

5.「指導的な役割を担う看護師の実践報告」については、本事業で実施した検証のための研修の際に使用した資料を巻末に参考例として掲載した。

令和3年度 文部科学省委託事業
「学校における医療的ケア実施体制充実事業」
（医療的ケアのための看護師に対する研修機会の確保）

教育現場で求められる
指導的な役割

公益財団法人 日本訪問看護財団

目次

Ⅰ. 学校教育が目指すもの

Ⅱ. 学校における医療的ケアの仕組み

Ⅲ. 多職種協働と指導的役割

1

Ⅰ. 学校教育が目指すもの

2

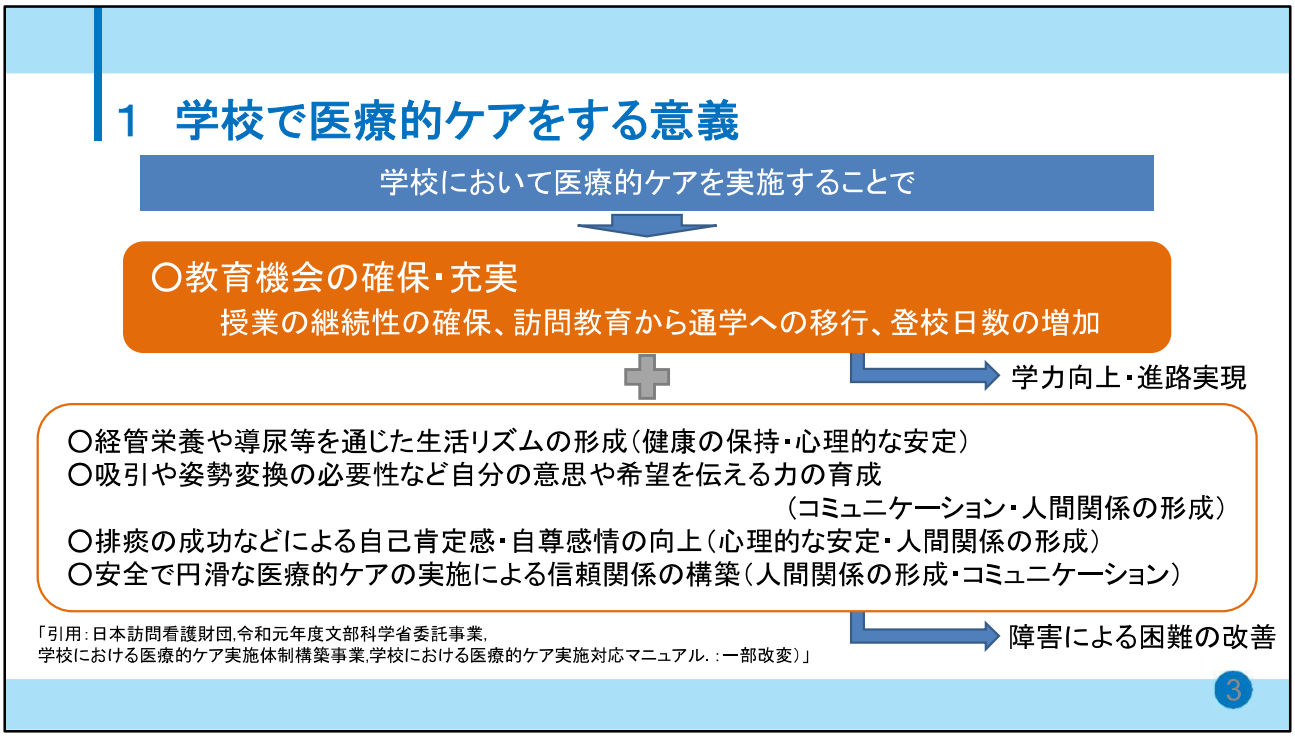

【学校における医療的ケアの意義】

〇学校において医療的ケアの課題が浮上してきたのはが平成の初め頃であった。それから30年余が経過し、令和3年に「医療的ケア児支援法」が成立、施行され、学校において医療的ケアを担う看護職員が学校教育法施行規則に位置付けられた。

〇学校において医療的ケア児に対して医療的ケアを実施することは、医療的ケアが提供されて授業の継続性が確保され、訪問教育だった子供が登校できるようになり、登校日数が増えて、学力向上と希望する進路の実現を可能にした。

〇医療的ケアが実施されることで、苦痛や危機を取り除くだけでなく、健康の保持や心理的安定、人間形成、コミュニケーション、信頼関係の構築などの育成にもつながるになる。障害による困難の改善はいわゆる「自立活動」の観点でもあり、学校における医療的ケアの意義は大きい。

【参考】学校で医療的ケアをする意義（事例）

国語の授業を参観して

〇気管切開をし頻回に痰の吸引をしなければならない小学部の国語の授業でした
〇動きを表す言葉を学ぶ場面で、その日は「服をたたむ」、「タオルをしぼる」という言葉を取り上げていました
〇子供の隣には医療的ケア看護職員がついております
〇ゼロゼロという喘鳴が聞こえてくると、授業を進める教職員と医療的ケア看護職員がアイコンタクトをとり、タイミングを計って素早く吸引し、授業に戻っていました
〇子供は授業から意識が離れることなく参加し、授業の最後にノートに書いた「たたむ」「しぼる」という文字を、自慢気に医療的ケア看護職員と参観者に見せてくれました
〇授業の継続によって、子供に新しい言葉が刻まれた場に立ち会い、胸が熱くなりました

4

小学部の国語の授業を参観した事例から、学校における医療的ケアの意義を伝える。

2　教育の目的と目標

□教育の目的（教育基本法第１条）

- 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

□教育の目標（教育基本法第２条）

- 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。
- １　幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- ２～５　「自主及び自律の精神」「職業及び生活との関連を重視」「公共の精神」「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与」「伝統と文化を尊重・それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する」等を養うこと。

「引用：日本訪問看護財団,令和元年度文部科学省委託事業,学校における医療的ケア実施体制構築事業,学校における医療的ケア実施対応マニュアル．：一部改変）」

5

【教育の目的】

〇学校教育だけではないが、我が国の教育の目的は、人格の完成と社会の形成者の育成である。もって生まれた力を伸ばし、知的な能力だけではなく、心も体も調和的に育むことが重要である。まだ、発揮されている力は弱いかもしれないが、その力を少しでも伸ばしていくこと、そして、家族や地域等社会を一緒に作るものとして必要な言葉や様々な知識等を育むことを目指している。

【教育の目標】

教育の目的を達成するために、目標が具体的に示されている。その中で「幅広い知識と教養を身に付ける」ことと同時に「健やかな身体を養うこと」が教育の目標の一番目にある。

（教育基本法より抜粋）

第２条

教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

１　幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

２　個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

３　正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

４　生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

５　伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

3　教育を受ける権利と機会均等

- 教育を受ける権利（憲法第26条）
  - すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
  - すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

- 教育の機会均等（教育基本法第4条）
  - すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならず、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。
  - ２　国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

6

【教育を受ける権利】
〇教育を受けることは、憲法で定められている国民の権利である。同時に子供に教育を受けさせる義務も定められている。

【教育の機会均等】
〇教育の機会は均等に与えられなければならず、差別は許されない。障害のある人は、障害によって教育を受けることへの制約がないように、障害の状態に応じて必要な支援を受けることによって、教育の機会均等を実現することとされている。医療的ケアも必要な支援の一つと言える。

4　学校教育

- 法律に定める学校（教育基本法第6条）
  - 法律に定める学校：公の性質、国、地方公共団体、法律に定める法人が設置
  - 教育の目標が達成されるよう、心身の発達に応じて体系的な教育を組織的に行う

- 学校の種類（学校教育法第1条）
  - 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校

7

【法律に定める学校】
〇学校には「公の性質」がある。公共のためのものであるから、勝手に設置することはできず、国、地方公共団体、法律に定める法人にのみ設置者を限っている。
〇その学校では、先程の教育の目標で取り上げた「健やかな身体を養う」等の教育を体系的・組織的に行う。

【学校の種類】
　学校は、学校教育法に幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校と定められている。

5　義務教育

- 教育に関する権利と義務（憲法第26条）
  - すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
  - ２　すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。
- 保護者の就学義務（学校教育法16条）
  - 保護者：子に9年の普通教育を受けさせる義務
- 出席の督促（学校教育法施行令第19条～第21条）
  - 校長：常に児童生徒の出席状況を明らかにしておかなければならない。
  - 校長：7日間出席せず、出席状況が良好でない場合、保護者に正当な理由がないときは児童生徒の住所のある市町村教育委員会に通知。
  - 市町村教育委員会：保護者が就学義務を怠っている場合には就学を督促。

8

【義務教育】

〇義務教育は、6歳から9年間で、保護者には、子供を就学させる義務がある。

〇義務教育は必ず受けなければならないものであるから、校長は、常に児童生徒の出席状況を明らかにし、7日以上の欠席があり正当な理由がない場合には、市町村教育委員会に通知し、保護者が就学義務を怠っている場合には市町村教育委員会が出席を督促しなければならないと規定されている。

〇義務教育における児童生徒の出席は、教育を受ける権利や就学させる義務の観点から大変重要なものである。学校で医療的ケアを行うことにより、医療的ケア児が登校できるようになり欠席が減少することは、こうした点からも大きな意義があると言える。

6　幼児児童生徒の教育の場

- 学校教育の場として幼稚園、小学校、中学校、高等学校等又は特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部、高等部がある。
- 小学校、中学校等には、通常の学級のほか特別支援学級があり、通常の学級に在籍する児童生徒が対象となる通級による指導がある。なお、高等学校等については、平成30年度から通級による指導が実施されている。
- 我が国はインクルーシブ教育システムの構築を目指し、「多様な教育の場」の整備が課題となっており、医療的ケアを提供する教育の場も拡大している。
  - インクルーシブ教育システム：障害のある児童生徒と障害のない児童生徒等多様なニーズのある児童生徒が共に学ぶ教育の仕組み

9

【幼児児童生徒の教育の場】

〇医療的ケア児は特別支援学校に在籍する者が多かったが、最近では、小・中学校に在籍する者も増加してきている。子供たちの学ぶ場として、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等又は特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部、高等部が用意されている。

〇小・中学校には通常の学級のほか特別支援学級があり、通常の学級に在籍する児童生徒が対象となる通級による指導もある。なお、高等学校等については、平成30年度から通級による指導が実施されている。

〇我が国はインクルーシブ教育システムの構築を目指している。インクルーシブ教育システムは、障害のある者と障害のない者等が共に学ぶ教育の仕組みである。学校で医療的ケアを行うことは、医療的ケア児の登校を可能とするだけではなく、友だちと一緒の授業参加も可能にするものである。そのような意味でも、学校における医療的ケアは、インクルーシブ教育システムを実現する上で欠かせないものと言える。

7　教育内容

- 各学校では、教育課程（学校が行う教育の全体計画）を編成して教育を実施。
- 国は、教育課程を構成する各教科等を定めるとともに、教育課程の基準を「学習指導要領」として示し、全国的な教育水準を確保。
- 特別支援学校や特別支援学級では、国語や算数等の各教科のほかに障害による学習上又は生活上の困難を改善する「自立活動」の指導を行う。「健康の保持」という内容もあり、医療的ケアと関わる指導となることが多い。

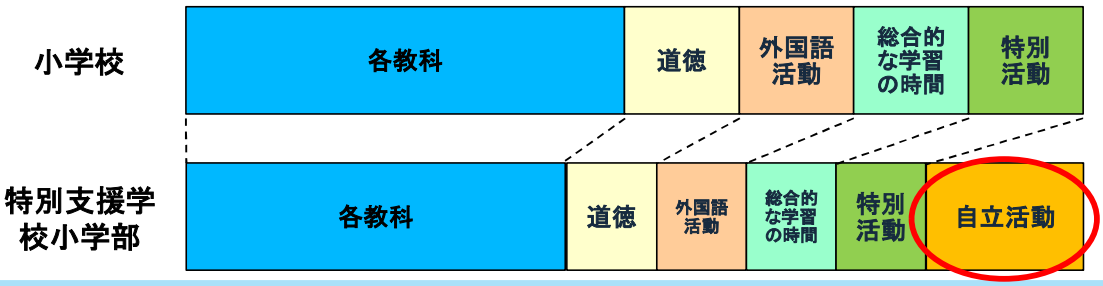

10

【教育内容】
○公教育として、国の規定の下、全国の教育水準の向上を図っている。各学校の教育課程は学校で決める。
○国は、教育課程を構成する各教科等を定めるとともに、各教科の目標や内容等を「学習指導要領」に示している。
○特別支援学校や特別支援学級では、国語や算数等の各教科のほかに障害による学習上又は生活上の困難を改善する「自立活動」の指導を行う。「健康の保持」、「身体の動き」という内容があり、医療的ケア児にとって身近な教育内容である。

8　教職員

- 小学校に置かなければならない職員（学校教育法第37条）
  - 校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員
- 小学校に置くことができる職員
  - 副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭その他必要な職員

※　本規則は、中学校、高等学校、特別支援学校等にも準用されている。

- 医療的ケア看護職員（学校教育法施行規則第65条の2）
  - 令和3年8月の規則改正：教員と連携協働する支援スタッフとして医療的ケア看護職員、情報通信技術支援員、特別支援教育支援員及び教員業務支援員の名称及び職務内容を規定
  - 第65条の2　医療的ケア看護職員は、小学校における日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童の療養上の世話又は診療の補助に従事する。
  - 職務内容（通知）
    - 医療的ケア児のアセスメント
    - 医師の指示の下、必要に応じた医療的ケアの実施
    - 医療的ケア児の健康管理
    - 認定特定行為業務従事者である教職員への指導・助言

※　本規則は、幼稚園、中学校、高等学校、特別支援学校等にも準用されている。

11

【教職員（小学校の場合）】

〇学校にどのような教職員を置くかについては学校教育法に定められている。小学校に置かなければならない職員として規定されているのは、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員である。置くことができると規定されているのは、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭その他必要な職員となっている。こうした学校教育法を踏まえ、設置者である都道府県や市町村がこれらの教職員を置いている。

〇令和3年8月の学校教育法施行規則の一部改正で、学校において教員と連携協働する支援スタッフとして、医療的ケア看護職員の名称と職務内容が規定された。

〇医療的ケア看護職員については、学校教育法施行規則において、「小学校における日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童の療養上の世話又は診療の補助に従事する」と規定されている。その具体的な職務内容の例として、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)」（令和3年8月23日3文科初第861号文部科学省初等中等教育局長通知）において、「医療的ケア児のアセスメント」、「 医師の指示の下、必要に応じた医療的ケアの実施」、「 医療的ケア児の健康管理」、「認定特定行為業務従事者である教職員への指導・助言」が示されている。

９ 教育行政（学校の設置及び管理）

- 設置者の管理（学校教育法第5条）
  - 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。

  ※公立学校の設置者は地方公共団体であり、地方公共団体が学校を管理し、その学校の費用を負担する。

- 教育委員会（地方自治法第１８０の８）
  - 教育委員会による学校の管理
  - 教育事務の管理と執行：学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱　等

12

【教育行政（学校の設置及び管理）】

〇学校教育法第5条には，「学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。」と規定し、学校の設置者が設置する学校を適切に管理し、その運営に責任を負うという「設置者管理主義」の原則がとられている。

教職員の給与等の費用も、法令に規定のある場合を除いて設置者が負担する。つまり、医療的ケア看護職員を公立学校に配置することやその費用負担をすること等は、都道府県、市町村等の判断になる。

〇公立学校については、設置者である各地方公共団体の教育委員会が学校の管理に当たる。学校をどのように設置していくか、管理下の学校への教育方針を定めたり教育課程を届けさせたり、教職員の異動や研修等も教育委員会が行っている。子供の就学する学校の指定、医療的ケア看護職員等の配置についても教育委員会が大きな役割を果たしている。

Ⅱ. 学校における
医療的ケアの仕組み

13

文部科学省「学校における医療的ケアの今後の対応について」H31.3

1　学校における医療的ケアの基本的考え方

- 看護師等の十分な確保と適切な配置、看護師等を中心に教職員が連携協力して医療的ケアに当たる。
- 医療安全のための十分な措置を講ずる。
- 安全な実施のために医療的ケアに係る関係者の役割分担が重要。
  - 教育委員会、学校が教職員、医療関係者、保護者等の役割分担を整理すること

「学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）」（平成31年3月20日付け30文科初第1769号文部科学省初等中等教育局長通知）より抜粋

14

【学校における医療的ケアの基本的考え方】
　平成31年3月に出された文部科学省通知では、学校における医療的ケアの基本的考え方として次のようなことが挙げられている。

〇学校における医療的ケアの基本的考え方として、看護師等を十分に確保して適切に配置し、看護師を中心に教職員が連携協力して医療的ケアに当たるとしている。ケア内容の多様性や、障害のある子供に対して行う難しさを踏まえ、看護師を中心にしつつ、子供のことをよく知る教職員との連携体制が欠かせないことを示している。
〇医療安全のための十分な措置を講ずることが大切である。医療的ケア児の状態に応じ、介護職員等が社会福祉士及び介護福祉士法に基づく喀痰吸引等を行う場合であっても、看護師による定期的な巡回や医師等、いつでも相談できる体制を整備する等、医療安全を確保するための十分な措置を講ずる、とされている。
〇安全な実施のために医療的ケアに係る関係者の役割分担が重要であることが強調されている。教育委員会、学校が教職員、医療関係者、保護者等の役割分担を整理することが必要とされ、分担の考え方が示されている。

文部科学省「学校における医療的ケアの今後の対応について」H31.3

2 学校における医療的ケアの役割分担例

- 教育委員会
  - 総括的な管理体制の整備：管理下の学校における実施体制の策定、学校医・医療的ケア指導医の委嘱、看護師等の配置など
- 学校（校長等、看護師等、全教職員、養護教諭）
  - 学校における組織的な体制の整備：教職員と看護師等の役割分担、実施計画・報告の作成、危機管理など
- 医療関係者
  - 学校医・医療的ケア指導医：専門的立場からの指導・助言、主治医との連携など
  - 主治医：医療的ケアの指示、学校への情報提供など
- 保護者
  - 医療的ケアの依頼と同意、学校との連携協力など

※標準的な役割分担の例示

「学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）」（平成31年3月20日付け30文科初第1769号文部科学省初等中等教育局長通知）より抜粋

15

【学校における医療的ケアの役割分担例】

○教育委員会：管理下の学校における実施体制の策定、学校医・医療的ケア指導医の委嘱、看護師の配置等総括的な管理体制の整備をする役割がある。教育委員会等での検討を踏まえて子供の入る学校を決め、職員の配置等を行うため、どのような医療的ケアの実施体制とするかの基本を決定し、予算を確保すること等が求められる。学校関係者とともに、地域の医療関係者等と医療的ケアに係る運営協議会を設置したり、医療的ケア指導医の委嘱等を行ったりもする。

○学校：医療的ケアの安全な実施と医療的ケア児への効果的な教育の実施が求められる。校長や教頭等学校の管理者が安全委員会等を設置し、教職員と医療的ケア看護職員の役割分担や、実施計画を作り、医療的ケア看護職員や認定特定行為従事者には安全な実施、危機管理等の役割がある。

○学校医、医療的ケア指導医、主治医　：専門的立場から学校で医療的ケアを行う際の医療的ケア看護職員への指示やそれに伴う指導、助言等を行う。

○保護者：学校又は教育委員会に医療的ケアの実施を依頼するとともに、学校の体制や医療的ケアの実施方法に同意し書面で提出する必要がある。また、毎日の子供の健康状態や医療的ケアの報告等、学校との連携協力も大事な役割になる。

このような役割をそれぞれが果たすとともに、役割に応じた責任も分担され医療的ケアが実施される。

Ⅲ. 多職種協働と指導的役割

16

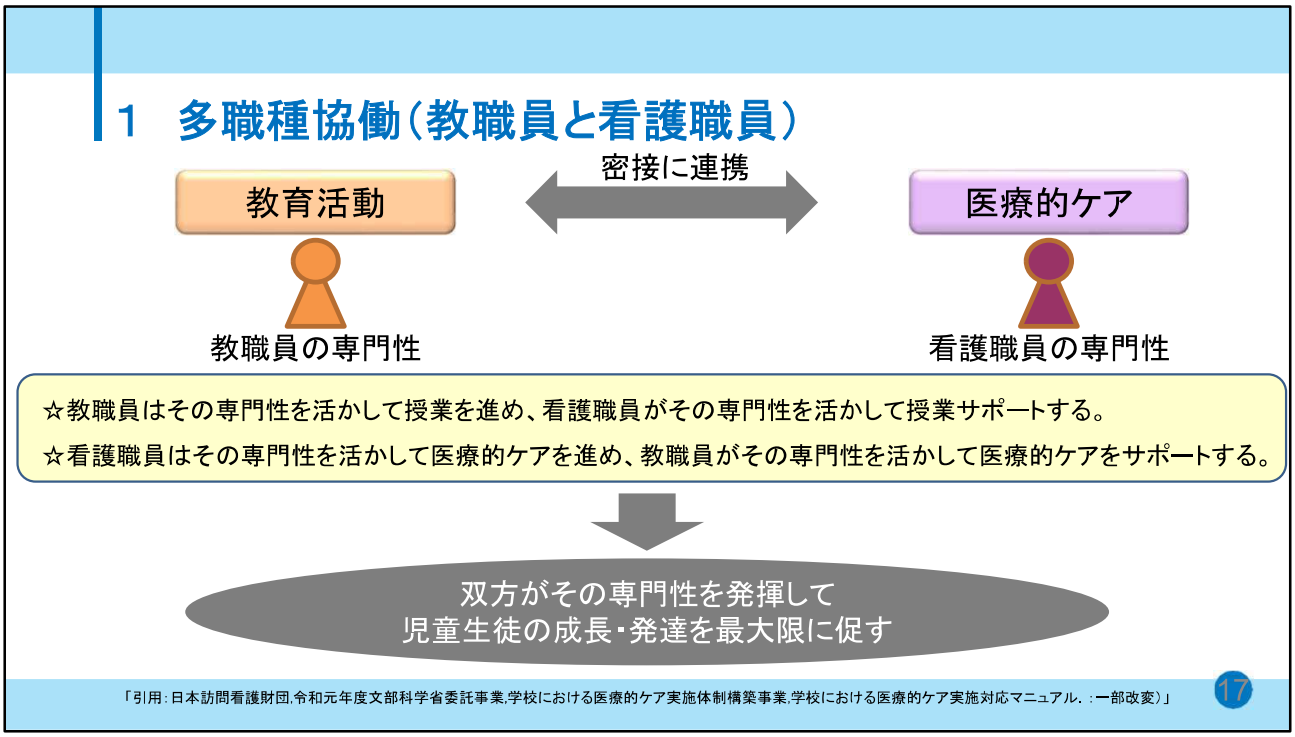

【多職種協働（教職員と医療的ケア看護職員）】

〇学校は、一人一人のもてる力を発揮させ可能性を最大限に伸ばすために授業を行う。医療的ケア児が授業に参加し、授業で効果を挙げられるよう適切な医療的ケアが期待されている。一人一人が必要とする医療的ケアを提供するためには、授業を行う教職員と医療的ケア看護職員の密接な連携が重要である。

〇スライド4の事例のように、教職員が行う授業の中でタイミングを見計らって・発達を最吸引を行うことにより医療的ケア看護職員が授業をサポートする。医療的ケア看護職員が行う吸引に、教職員がそれまでの子供の状態を伝えたり姿勢を補助したりしてサポートすることもある。お互いの専門性を生かし、授業と医療的ケアをサポートし合う協働が求められるのである。双方がその専門性を発揮して児童生徒の成長大限に促すことが期待されている。

2　多職種協働（地域）

- 医療的ケア児の生活には、教育に加えて、日常的に医療・福祉・保健・教育等の多職種がかかわっている。
- 多職種の専門家が連携協力することにより学校における医療的ケアの安全が確保され、医療的ケア児の地域生活の充実にもつながる。

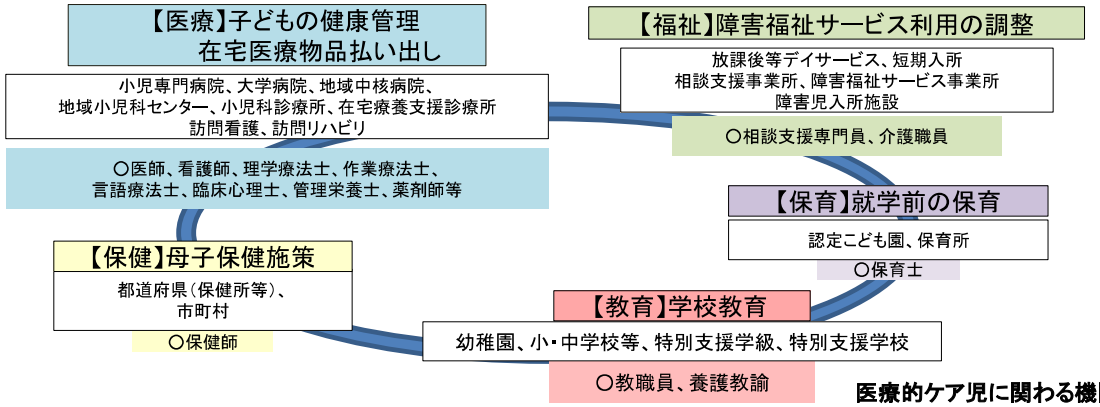

「引用：日本訪問看護財団,令和元年度文部科学省委託事業,学校における医療的ケア実施体制構築事業,学校における医療的ケア実施対応マニュアル：2021年一部改変）.」

18

【地域における多職種協働】

○医療的ケア児の生活には、教育に加えて、日常的に医療・福祉・保健・教育等の多職種が関わっている。

○多職種の専門家が連携協力することにより学校における医療的ケアの安全が確保され、医療的ケア児の地域生活の充実にもつながっていく。医療的ケア看護職員には、学校を含む地域という視点でも多職種との協働が求められていると言える。

文部科学省「学校における医療的ケアの今後の対応について」H31.3

3　指導的な役割を担う看護師の役割分担例

- 医療的ケア看護職員の役割
  - 医療的ケア児のアセスメント、医療的ケア児の健康管理、医療的ケアの実施
  - 学校医や主治医、学校医、医療的ケア指導医等医療関係者との連絡・報告等14項目
- 指導的な役割を担う看護師（上記医療的ケア看護職員に加え）
  - 外部関係機関との連絡調整
  - 看護師等の業務調整
  - 看護師等の相談・指導・カンファレンスの開催
  - 研修会の企画・運営
  - 医療的ケアに関する教職員からの相談

「学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）」（平成31年3月20日付け30文科初第1769号文部科学省初等中等教育局長通知）より抜粋

☆多職種協働のキーパーソン

19

【医療的ケア看護職員の役割】
　文部科学省が示している、学校における医療的ケアの実施に当たっての役割分担例の中で、医療的ケア看護職員の役割分担としては、医療的ケア児のアセスメント、健康管理、医療的ケアの実施、医療的ケアに関する医療関係者への報告等14項目が示されている。

【指導的な役割を担う看護師の役割】
　指導的な役割を担う看護師の役割分担としては、医療的ケア看護職員の役割に加え、外部関係機関との連絡調整、医療的ケア看護職員の業務調整、医療的ケア看護職員の相談・指導・カンファレンスの開催、研修会の企画・運営、医療的ケアに関する教職員からの相談、の5項目が示されている。

　指導的な役割を担う看護師の役割の例では、「調整」を行う役割が示されており、多職種協働においても、その役割を担うことが期待されている。

事業で整理した

4　指導的な役割を担う看護師の役割

1. **医療的ケア看護職員のために体制を整備する**
   - 相談対応のための連絡体制の整備、医療的ケア看護職員の業務調整　等
2. **医療的ケア看護職員を支援する**
   - 医療的ケア看護職員の相談・助言の対応、学校や医療的ケア児の状況にあわせた対応　等
3. **医療的ケア看護職員を育成する**
   - 医療的ケア児を中心とした看護の指導、教育現場に関わる指導、研修企画・開催　等
4. **組織として医療的ケアを管理する**
   - 医療的ケアガイドラインの作成と評価への参画、新たな情報を得て学校に取り入れる　等
5. **認定特定行為業務従事者を含む教職員を支援する**
   - 教職員の相談・助言への対応、教職員の医療的ケアに関する知識や技術への支援　等
6. **校内の多職種と連携・協働する**
   - 教職員と医療的ケア看護職員の協働の支援、多職種連携のコーディネーター　等
7. **学校医や主治医等と連携・協働する**
   - 学校医や主治医等との協働体制構築、受診への同行等
8. **医療的ケア児を支える**
   - 指導者としての安全で確実な医療的ケアの実践、児童生徒の障害の状態や医療的ケアの内容の判断とその共有　等
9. **保護者を支える**
   - 保護者の心情の理解、保護者との医療的ケアに関する調整　等
10. **地域の特性や資源に応じた連携・役割をとる**　　等
   - 地域との連携強化、地域連携による医療的ケア児の支援　等

本事業では、3に示した役割分担を基本とし、4で整理した役割も踏まえて、指導的な役割を担う看護師に求められる研修の全体像10項目を整理した

20

【指導的な役割を担う看護師の役割】
○本事業では、3に示した役割分担に加え、4で整理した役割も踏まえて、指導的な役割を担う看護師に求められる研修の全体像を整理した

1　医療的ケア看護職員のために体制を整備する
2　医療的ケア看護職員を支援する
3　医療的ケア看護職員を育成する
4　組織としての医療的ケアを管理する
5　認定特定行為業務従事者を含む教職員教員を支援する
6　校内の多職種と連携・協働する
7　学校医や主治医等と連携・協働する
8　医療的ケア児を支える
9　保護者を支える
10　地域の特性や資源に応じた連携・役割をとる

○指導的な役割を担う看護師には、医療的ケア看護職員の業務を調整、支援し、育成しながら、組織として効果的に動かすマネジメント力が求められる。
○さらに、学校内の教職員や医療関係者および地域の多職種と協働する力も求められる。医療的ケア児や保護者を直接支えるための高度な看護実践も新たに役割として整理した（下線）。

5　指導的な役割を担う看護師への期待

- 学校における医療的ケアの仕組みは整備の途上。
  - 医療的ケア児支援法、医療的ケア看護職員の法令への位置付け等進む。
  - 医療的ケア看護職員の安定的な確保や小・中学校における実施体制等の課題も多い。
- 医療的ケア児の教育、健康・安全教育の充実のために医療的ケア看護職員が果たす役割は大きい。
- 学校で医療的ケアを安全に行うとともに、医療的ケア児の生活を充実させるためには医療的ケア看護職員のマネジメントとともに、学校と地域における多職種協働のキーパーソンが必要である。
- 医療的ケア看護職員の専門性に立ちつつも教育が分かるリーダーであることが重要。指導的役割を果たし、未来を作る子供の教育に貢献することが期待されている。

21

【指導的な役割を担う看護師への期待】

○学校における医療的ケアの仕組みは、整備の途上と言える。医療的ケア児支援法、医療的ケア看護職員の法令への位置付け等が進んできたが、医療的ケア看護職員の安定的な確保や小・中学校における実施体制等の課題も少なくない。

○医療的ケア児の教育のために医療的ケア看護職員が果たす役割は大きく、必要性の認識が進むとともに配置数も増えてきた。

○学校の医療的ケアを安全に行うとともに、医療的ケア児の生活を充実させるためには、医療的ケア看護職員のマネジメントとともに、学校と地域における多職種協働のキーパーソンが必要である。

○指導的な役割を担う看護師は、医療的ケア看護職員の専門性に立ちつつも教育が分かるリーダーであることが重要である。指導的な役割を果たし、未来を作る子供の教育に貢献することが期待されている。

令和3年度 文部科学省委託事業
「学校における医療的ケア実施体制充実事業」
（医療的ケアのための看護師に対する研修機会の確保）

指導的な役割を担う看護師とは

公益財団法人 日本訪問看護財団

目次

Ⅰ．調査の概要

Ⅱ．指導的な役割を担う看護師の【 役 割 】

Ⅲ．指導的な役割を担う看護師に求められる【 能 力 】

Ⅳ．指導的な役割を担う看護師が希望する【 研 修 】

Ⅴ．本研修の構成

1

Ⅰ．調査の概要

2

＊＊

調査対象：指導的な役割を担う看護師　10名
所属　特別支援学校6名、教育委員会2名、小学校1名、医療機関1名

調査方法：インタビュー　（Web会議システムを使用したオンライン調査）

調査期間：2021年9月

調査時間：60分～90分/人

調査内容：
指導的な役割を担う看護師として実際に行っている職務、役割の詳細
職務を果たすために求められる能力と希望する研修内容等

分析方法：質的記述的方法

結果概要：「指導的な役割を担う看護師の【 役 割 】」
「指導的な役割を担う看護師に求められる【 能 力 】」
「指導的な役割を担う看護師が希望する【 研 修 】」　を整理した

3

調査対象：指導的な役割を担う看護師10名（所属　特別支援学校6名、教育委員会2名、小学校1名、医療機関1名）
調査方法：Web会議システムを使用したオンライン調査インタビュー調査
調査実施期間：2021年9月
調査内容：
・指導的な役割を担う看護師として実際に行っている職務、役割
・その職務を果たすために求められる能力と希望する研修内容等
・分析方法：質的記述的方法にて調査結果を分析した
結果概要：「指導的な役割を担う看護師の【 役 割 】」
「指導的な役割を担う看護師に求められる【 能 力 】」
「指導的な役割を担う看護師が希望する【 研 修 】」　を整理した。

Ⅱ. 指導的な役割を担う看護師の【 役 割 】

4

指導的な役割を担う看護師の【 役 割 】

1	医療的ケア看護職員のために体制を整備する
2	医療的ケア看護職員を支援する
3	医療的ケア看護職員を育成する
4	組織として医療的ケアを管理する
5	認定特定行為業務従事者を含む教職員を支援する
6	校内の多職種と連携・協働する
7	学校医や主治医等と連携・協働する
8	医療的ケア児の学校生活を総合的に支援する
9	保護者を尊重しながら支援する
10	地域の特性や資源に応じた連携・役割をとる

5

調査結果から整理した「指導的な役割を担う看護師の【役割】」一覧である。内容のカテゴリーは以下の通り整理した。

1　医療的ケア看護職員のために体制を整備する
2　医療的ケア看護職員を支援する
3　医療的ケア看護職員を育成する
4　組織として医療的ケアを管理する
5　認定特定行為業務従事者を含む教職員を支援する
6　校内の多職種と連携・協働する
7　学校医や主治医等と連携・協働する
8　医療的ケア児の学校生活を総合的に支援する
9　保護者を尊重しながら支援する
10　地域の特性や資源に応じた連携・役割をとる

指導的な役割を担う看護師の【 役 割 】

		平成31年文部科学省通知との比較（該当する役割）
1	医療的ケア看護職員のために体制を整備する	外部関係機関との連絡調整 / 看護師等の業務調整
2	医療的ケア看護職員を支援する	看護師等の相談・指導・カンファレンスの開催
3	医療的ケア看護職員を育成する	看護師等の相談・指導・カンファレンスの開催 / 研修会の企画・運営
4	組織として医療的ケアを管理する	外部関係機関との連絡調整
5	認定特定行為業務従事者を含む教職員を支援する	医療的ケアに関する教職員からの相談
6	校内の多職種と連携・協働する	医療的ケアに関する教職員からの相談
7	学校医や主治医等と連携・協働する	外部関係機関との連絡調整
8	医療的ケア児の学校生活を総合的に支援する	医療的ケア看護職員と共通の役割に加えより高度な役割を含む
9	保護者を尊重しながら支援する	医療的ケア看護職員と共通の役割に加えより高度な役割を含む
10	地域の特性や資源に応じた連携・役割をとる	

6

【指導的な役割を担う看護師の役割とは】
　役割について、平成31年文部科学省通知の内容と比較したところ、【役割】の１から7は含まれていた。
　8【医療的ケア児を支える】、9【保護者を支える】、10【地域の特性や資源に応じた連携・役割をとる】等が、今回の調査によって新たに記述された役割であった。
このうち8【医療的ケア児を支える】および9【保護者を支える】は、医療的ケア看護職員と共通の役割に加え、より高度な役割を含むものであった。

指導的な役割を担う看護師の【 役 割 1】

1	医療的ケア看護職員のために体制を整備する
2	医療的ケア看護職員を支援する
3	医療的ケア看護職員を育成する
4	組織として医療的ケアを管理する
5	認定特定行為業務従事者を含む教職員を支援する
6	校内の多職種と連携・協働する
7	学校医や主治医等と連携・協働する
8	医療的ケア児の学校生活を総合的に支援する
9	保護者を尊重しながら支援する
10	地域の特性や資源に応じた連携・役割をとる

役割の要素:	
1)	医療的ケア看護職員の相談対応のための連絡体制の整備
2)	医療的ケア看護職員の業務調整
3)	医療的ケア実施環境の整備
4)	医療的ケア看護職員採用面接
5)	情報共有方法の整備・確立

7

【指導的な役割を担う看護師の役割１ 「医療的ケア看護職員のために体制を整備する」】

【役割１】は、５要素から構成された。
1）医療的ケア看護職員の相談対応のための連絡体制の整備
2）医療的ケア看護職員の業務調整
3）医療的ケア実施環境の整備
4）医療的ケア看護職員採用面接
5）情報共有方法の整備・確立

指導的な役割を担う看護師の【 役 割 2-1】

1	医療的ケア看護職員のために体制を整備する
2	医療的ケア看護職員を支援する
3	医療的ケア看護職員を育成する
4	組織として医療的ケアを管理する
5	認定特定行為業務従事者を含む教職員を支援する
6	校内の多職種と連携・協働する
7	学校医や主治医等と連携・協働する
8	医療的ケア児の学校生活を総合的に支援する
9	保護者を尊重しながら支援する
10	地域の特性や資源に応じた連携・役割をとる

役割の要素：	
1)	医療的ケア看護職員の相談・助言の対応
2)	学校や医療的ケア児の状況にあわせた対応
3)	医療的ケア看護職員との対話
4)	医療的ケア看護職員の把握・理解
5)	医療的ケア看護職員の気づき・判断・行動を支える
6)	関係者と連携して相談・助言に対応する
7)	所属を越えた医療的ケア看護職員への支援

8

【指導的な役割を担う看護師の役割2「医療的ケア看護職員を支援する」】

【役割2】は、7要素から構成された。
1）医療的ケア看護職員の相談・助言の対応
2）学校や子供の状況にあわせた対応
3）医療的ケア看護職員との対話（例えば話をよく聴く等）
4）医療的ケア看護職員の把握・理解
5）医療的ケア看護職員の気づき・判断・行動を支える
6）関係者と連携して相談・助言に対応する
7）所属を越えた医療的ケア看護職員への支援

指導的な役割を担う看護師の【 役 割 2-2】

1	医療的ケア看護職員のために体制を整備する
2	医療的ケア看護職員を支援する

語りの要約（一部抜粋）：

“医療的ケア看護職員からの相談対応から真の課題を見出す”

“医療的ケア看護職員が困ったり、不安だったり、教職員や保護者との連携や医療的ケアの悩みに助言する”

“医療的ケア児の目標を捉え、医療的ケア看護職員の不安を探り共有する”

“困りごとなど何かあれば声をかけてほしいと思いながら訪問する”

“医療的ケア看護職員に問題がある時は、本人と沢山話し気持ちを理解する”

役割の要素：

1)	医療的ケア看護職員の相談・助言の対応
2)	学校や医療的ケア児の状況にあわせた対応
3)	医療的ケア看護職員との対話
4)	医療的ケア看護職員の把握・理解
5)	医療的ケア看護職員の気づき・判断・行動を支える
6)	関係者と連携して相談・助言に対応する
7)	所属を越えた医療的ケア看護職員への支援

9

【役割2の要素となった語りの要約】

【役割2】の要素は、次のような語りの要約から導き出された。

“医療的ケア看護職員からの相談対応から真の課題を見出す”

“医療的ケア看護職員が困ったり、不安だったり、教職員や保護者との連携や医療的ケアの悩みに助言する”

“子供の目標を捉え、看護師の不安を探り共有する”

“困りごとなど何かあれば声をかけてほしいと思いながら訪問する”

“医療的ケア看護職員に問題がある時は、本人と沢山話し気持ちを理解する”

指導的な役割を担う看護師の【 役 割 3】

1	医療的ケア看護職員のために体制を整備する
2	医療的ケア看護職員を支援する
3	**医療的ケア看護職員を育成する**
4	組織として医療的ケアを管理する
5	認定特定行為業務従事者を含む教職員を支援する
6	校内の多職種と連携・協働する
7	学校医や主治医等と連携・協働する
8	医療的ケア児の学校生活を総合的に支援する
9	保護者を尊重しながら支援する
10	地域の特性や資源に応じた連携・役割をとる

役割の要素:	
1)	医療的ケア看護職員の育成
2)	医療的ケア児の看護の指導
3)	他職種との連携についての指導
4)	教育現場に関わる指導
5)	成長発達という看護の視点を伝える
6)	学校生活を支えることを目的とした医療的ケアの位置づけの確認
7)	他職種に医療的ケア看護職員の指導を依頼する
8)	医療的ケア看護職員への研修企画・開催

10

【指導的な役割を担う看護師の役割3「医療的ケア看護職員を育成する」】

【役割3】は、8要素から構成された。
1）医療的ケア看護職員の育成
2）医療的ケアを必要とする子供の看護の指導
3) 他職種との連携についての指導
4）教育現場に関わる指導
5）成長発達という看護の視点を伝える
6）学校生活を支えることを目的とした医療的ケアの位置づけの確認
7）教職員など他職種に医療的ケア看護職員の指導を依頼する
8）医療的ケア看護職員への研修企画・開催

指導的な役割を担う看護師の【 役 割 4】

1	医療的ケア看護職員のために体制を整備する
2	医療的ケア看護職員を支援する
3	医療的ケア看護職員を育成する
4	**組織として医療的ケアを管理する**
5	認定特定行為業務従事者を含む教職員を支援する
6	校内の多職種と連携・協働する
7	学校医や主治医等と連携・協働する
8	医療的ケア児の学校生活を総合的に支援する
9	保護者を尊重しながら支援する
10	地域の特性や資源に応じた連携・役割をとる

役割の要素：	
1)	医療的ケアガイドラインの作成と評価への参画
2)	新たな情報を得て学校に取り入れる
3)	医療的ケアに関する委員会への参加
4)	学校間の情報共有と情報を活用した相談対応
5)	多角的な情報から課題を検討する
6)	所属を越え広く情報を収集する
7)	ヒヤリ・ハット対応

11

【指導的な役割を担う看護師の役割4「組織として医療的ケアを管理する」】

【役割4】は、7要素から構成された。
1）医療的ケアガイドラインの作成と評価への参画
2）新たな情報を得て学校に取り入れる
3）医療的ケアに関する委員会への参加について
4）学校間の情報共有と情報を活用した相談対応
5）多角的な情報から課題を検討する
6）所属を越え広く情報を収集する
7）ヒヤリ・ハット対応

指導的な役割を担う看護師の【 役 割 5-1】

1	医療的ケア看護職員のために体制を整備する
2	医療的ケア看護職員を支援する
3	医療的ケア看護職員を育成する
4	組織として医療的ケアを管理する
5	**認定特定行為業務従事者を含む教職員を支援する**
6	校内の多職種と連携・協働する
7	学校医や主治医等と連携・協働する
8	医療的ケア児の学校生活を総合的に支援する
9	保護者を尊重しながら支援する
10	地域の特性や資源に応じた連携・役割をとる

役割の要素：	
1)	教職員の相談・助言への対応
2)	教職員の医療的ケアに関する知識や技術への支援
3)	教職員との対話
4)	教職員の気づきや行動の支援
5)	教職員の視点の尊重

12

【指導的な役割を担う看護師の役割5「教職員を支援する」】

【役割5】は、5要素から構成された。
1）教職員の相談・助言への対応
2）教職員の医療的ケアに関する知識や技術への支援
3）教職員との対話
4）教職員の気づきや行動の支援
5）教職員の視点の尊重

指導的な役割を担う看護師の【 役 割 5-2】

5	認定特定行為業務従事者を含む教職員を支援する

語りの要約（一部抜粋）：

“子供の可能性や自立についての教職員の語りを聞く”

“教職員、管理職、看護師の持つそれぞれの視点を尊重する”

“教職員から不安や普段看護師には聞きにくいところや意見を聞く”

“医療的ケアのない子の疾患や対応等について相談対応する”

“卒後の生活に向けた教職員の思いを聞く”

“子供の成長と卒後の生活に合わせた医療的ケアの変更を教職員に指導する”

役割の要素：	
1)	教職員の相談・助言への対応
2)	教職員の医療的ケアに関する知識や技術への支援
3)	教職員との対話
4)	教職員の気づきや行動の支援
5)	教職員の視点の尊重

13

【役割5の要素となった語りの要約】
【役割5】の要素は、次のような語りの要約から導き出された。
“子供の可能性や自立についての教職員の語りを聞く”
“教職員、管理職、看護師の持つそれぞれの視点を尊重する”
“教職員から不安や普段看護師には聞きにくいところや意見を聞く”
“医療的ケアのない子の疾患や対応等について相談対応する”
“卒後の生活に向けた教職員の思いを聞く”
“子供の成長と卒後の生活に合わせた医療的ケアの変更を教職員に指導する”

指導的な役割を担う看護師の【 役 割 6-1】

1	医療的ケア看護職員のために体制を整備する
2	医療的ケア看護職員を支援する
3	医療的ケア看護職員を育成する
4	組織として医療的ケアを管理する
5	認定特定行為業務従事者を含む教職員を支援する
6	**校内の多職種と連携・協働する**
7	学校医や主治医等と連携・協働する
8	医療的ケア児の学校生活を総合的に支援する
9	保護者を尊重しながら支援する
10	地域の特性や資源に応じた連携・役割をとる

役割の要素：	
1)	教職員と医療的ケア看護職員の協働の支援
2)	多職種連携のコーデイネーター
3)	看護職員の代表としての多職種連携の実践
4)	医療的ケア児を中心とした協働
5)	調整上の多職種への配慮
6)	組織内の報告・情報共有

14

【指導的な役割を担う看護師の役割6「校内の多職種と連携・協働する」】

【役割6】は、6要素から構成された。
1）教職員と医療的ケア看護職員の協働の支援
2）多職種連携のコーディネーターを務める
3）看護職員の代表としての多職種連携の実践
4）医療的ケア児を中心とした協働
5）調整上の多職種への配慮
6）組織内の報告・情報共有

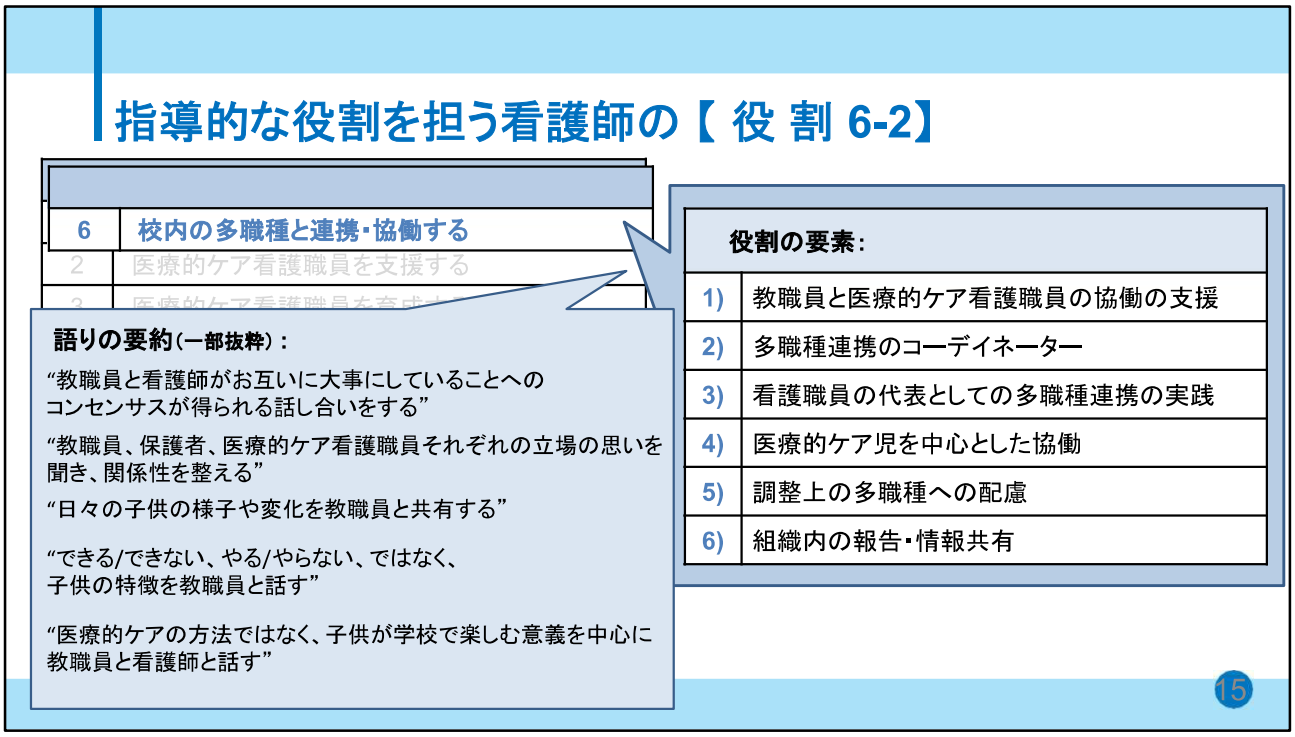

【役割6の要素となった語りの要約】
【役割6】の要素は、次のような語りの要約から導き出された。
“教職員と医療的ケア看護職員がお互いに大事にしていることへのコンセンサスが得られる話し合いをする”
“教職員、保護者、医療的看護ケア職員それぞれの立場の思いを聞き、関係性を整える”
“日々の子供の様子や変化を教職員と共有する”
“できる/できない、やる/やらない、ではなく、子供の特徴を教職員と話す”
“医療的ケアの方法ではなく、子供が学校で楽しむ意義を中心に教職員と看護師と話す”

指導的な役割を担う看護師の【 役 割 7】

1	医療的ケア看護職員のために体制を整備する
2	医療的ケア看護職員を支援する
3	医療的ケア看護職員を育成する
4	組織として医療的ケアを管理する
5	認定特定行為業務従事者を含む教職員を支援する
6	校内の多職種と連携・協働する
7	**学校医や主治医等と連携・協働する**
8	医療的ケア児の学校生活を総合的に支援する
9	保護者を尊重しながら支援する
10	地域の特性や資源に応じた連携・役割をとる

役割の要素:	
1)	学校医や主治医等との協働体制構築
2)	学校医や主治医等との連携・調整
3)	学校医や医療的ケア指導医等の巡回同行・調整

16

【指導的な役割を担う看護師の役割7「医師と連携・協働する」】

【役割7】は、3要素から構成された。
1）学校医や主治医等との協働体制構築
2）学校医や主治医等との連携・調整
3）学校医や医療的ケア指導医等の巡回同行・調整

指導的な役割を担う看護師の【 役 割 8-1】

1	医療的ケア看護職員のために体制を整備する
2	医療的ケア看護職員を支援する
3	医療的ケア看護職員を育成する
4	組織として医療的ケアを管理する
5	認定特定行為業務従事者を含む教職員を支援する
6	校内の多職種と連携・協働する
7	学校医や主治医等と連携・協働する
8	医療的ケア児の学校生活を総合的に支援する
9	保護者を尊重しながら支援する
10	地域の特性や資源に応じた連携・役割をとる

役割の要素:	
1)	医療的ケア児への関わり
2)	確実な医療的ケアの実践
3)	限られた時間内での医療的ケア児の情報収集とアセスメント
4)	児童生徒の障害の状態や必要となる医療的ケアの内容の判断とその共有

17

【指導的な役割を担う看護師の役割8「医療的ケア児を支える」】

【役割8】は、4要素から構成された。
1）医療的ケア児への関わり
2）確実な医療的ケア実践
3）限られた時間内での医療的ケア児の情報収集とアセスメント
4）児童生徒の障害の状態や必要となる医療的ケアの内容の判断とその共有

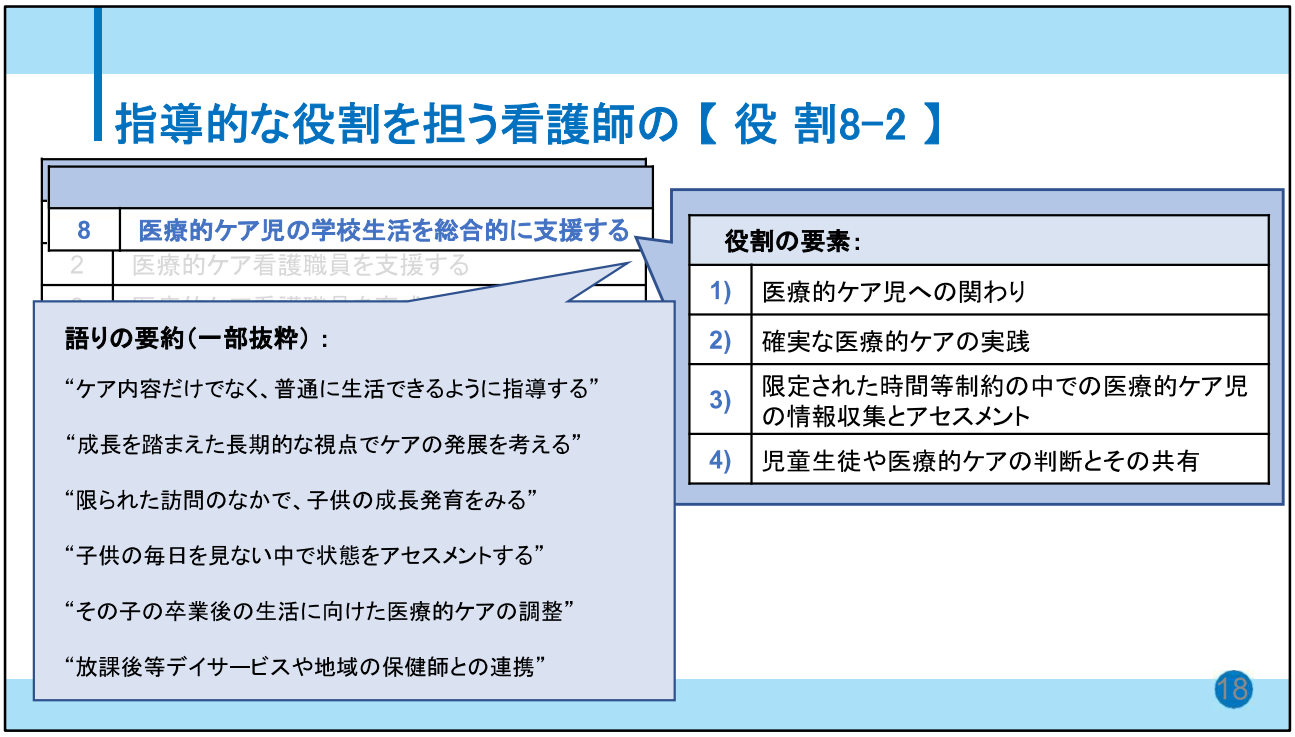

【役割8の要素となった語りの要約】
【役割8】の要素は、次のような語りの要約から導き出された。
“ケア内容だけでなく、普通に生活できるように指導する”
“成長を踏まえた長期的な視点でケアの発展を考える”
“限られた訪問のなかで、子供の成長発育をみる”
“子供の毎日を見ない中で状態をアセスメントする”
“その子の卒業後の生活に向けた医療的ケアの調整”
“放課後等デイサービスや地域の保健師との連携”

指導的な役割を担う看護師の【 役 割 9-1】

1	医療的ケア看護職員のために体制を整備する
2	医療的ケア看護職員を支援する
3	医療的ケア看護職員を育成する
4	組織として医療的ケアを管理する
5	認定特定行為業務従事者を含む教職員を支援する
6	校内の多職種と連携・協働する
7	学校医や主治医等と連携・協働する
8	医療的ケア児の学校生活を総合的に支援する
9	保護者を尊重しながら支援する
10	地域の特性や資源に応じた連携・役割をとる

役割の要素：	
1)	保護者との対話
2)	保護者の心情の理解
3)	保護者からの相談対応・情報共有
4)	保護者との医療的ケアに関する調整
5)	家族主体の支援

19

【指導的な役割を担う看護師の役割9「保護者を支える」】

【役割9】は、5要素から構成された。
1）保護者との対話
2）保護者の心情の理解
3）保護者からの相談対応・情報共有
4）保護者との医療的ケアに関する調整
5）家族主体の支援

指導的な役割を担う看護師の 【役割 9-2】

9	保護者を尊重しながら支援する
2	医療的ケア看護職員を支援する

語りの要約（一部抜粋）：

“送迎や行事、参観日に、保護者と子供のことだけでなく世間話もする”

“子との死別後保護者と接する機会はないが、心情を理解する必要がある”

“子供の状態の変化や医療的ケアの変更などを直接保護者に伝える”

“（保護者の実施する）ケアに課題を感じた時は、少しずつ信頼関係を築きながら保護者に伝える”

“保護者の依頼を聴きながら、学校でのケアを調整する”

“親子で培ってきたケアを見て自分に担えることをする”

役割の要素：	
1)	保護者との対話
2)	保護者の心情の理解
3)	保護者からの相談対応・情報共有
4)	保護者との医療的ケアに関する調整
5)	家族主体の支援

20

【役割9の要素となった語りの要約】
【役割9】の要素は、次のような語りの要約から導き出された。
“送迎や行事、参観日に、保護者と子供のことだけでなく世間話もする”
“子との死別後保護者と接する機会はないが、心情を理解する必要がある”
“子*供*の状態の変化や医療的ケアの変更などを直接保護者に伝える”
“（保護者の実施する）ケアに課題を感じた時は、少しずつ信頼関係を築きながら保護者に伝える”
“保護者の依頼を聴きながら、学校でのケアを調整する”
“親子で培ってきたケアを見て自分に担えることをする”

指導的な役割を担う看護師の 【役割 10-1】

1	医療的ケア看護職員のために体制を整備する
2	医療的ケア看護職員を支援する
3	医療的ケア看護職員を育成する
4	組織として医療的ケアを管理する
5	認定特定行為業務従事者を含む教職員を支援する
6	校内の多職種と連携・協働する
7	学校医や主治医等と連携・協働する
8	医療的ケア児の学校生活を総合的に支援する
9	保護者を尊重しながら支援する
10	**地域の特性や資源に応じた連携・役割をとる**

役割の要素:	
1)	地域との連携強化
2)	地域特性に応じた活動
3)	地域連携による医療的ケア児の支援

21

【指導的な役割を担う看護師の役割10「地域の特性や資源に応じた連携・役割をとる」】

【役割10】は、3要素から構成された。
1)地域との連携強化
2)地域特性に応じた活動
3)地域連携による医療的ケア児の支援

指導的な役割を担う看護師の 【役割10-2】

10	地域の特性や資源に応じた連携・役割をとる
2	医療的ケア看護職員を支援する

語りの要約（一部抜粋）：

“自治体のネットワークで医療的ケア看護職員の仕事内容を発表し周知を図る”

“自治体内非常勤看護師全体が指導的役割を担う姿勢でいる”

“訪問看護師に同行し、訪問看護での問題を共有する”

“放課後等デイサービスや地域の保健師などとの連携を広げる”

“看看連携を地域の中で実際に取り組みたい”

“私たちなりに地域で活動する準備をする”

役割の要素：	
1)	地域との連携強化
2)	地域特性に応じた活動
3)	地域連携による医療的ケア児の支援

22

【役割10の要素となった語りの要約】
【役割10】の要素は、次のような語りの要約から導き出された。
“自治体のネットワークで医療的ケア看護職員の仕事内容を発表し周知を図る”
”自治体内非常勤看護師全体が指導的役割を担う姿勢でいる“
“訪問看護師に同行し、訪問看護での問題を共有する”
“放課後等デイサービスや地域の保健師などとの連携を広げる”
“看看連携を地域の中で実際に取り組む”
“私たちなりに地域で活動する準備をする”

Ⅲ.指導的な役割を担う看護師に求められる【 能 力 】

23

指導的な役割を担う看護師に求められる 【 能 力 】

1	学校で生活する医療的ケア児のニーズを多角的にとらえて看護を実践する能力
2	医療的ケア児を尊重する姿勢やそのための多職種協働を推進する能力
3	医療的ケア看護職員・教職員等と関係を築く能力
4	保護者との関係を形成・対応する能力
5	場に即した役割を見出していく能力
6	看護の質を組織として保証する能力

24

調査結果から整理した「指導的な役割を担う看護師に求められる【能力】」の一覧である。内容のカテゴリーは以下の通り整理した。

1　学校で生活する医療的ケア児のニーズを多角的にとらえて看護を実践する能力
2　医療的ケア児を尊重する姿勢やそのための多職種協働を推進する能力
3　医療的ケア看護職員・教職員等と関係を築く能力
4　保護者との関係を形成・対応する能力
5　場に即した役割を見出していく能力
6　看護の質を組織として保証する能力

指導的な役割を担う看護師に求められる 【 能 力 1-1】

1	学校で生活する医療的ケア児のニーズを多角的にとらえて看護を実践する能力
2	医療的ケア児を尊重する姿勢やそのための多職種協働を推進する能力
3	医療的ケア看護職員・教職員等と関係を築く能力
4	保護者との関係を形成・対応する能力
5	場に即した役割を見出していく能力
6	看護の質を組織として保証する能力

能力の要素：	
1)	児童生徒と心から向き合う力
2)	医療的ケア児の成長発達を見据えた学校生活を整える力
3)	医療的ケア児に適したコミュニケーション能力
4)	的確に医療的ケア児の全体像を捉え判断する力

25

【指導的な役割を担う看護師に求められる能力1「学校で生活する医療的ケア児のニーズを多角的にとらえて看護を実践する能力」】

【能力1】は、4要素から構成された。
1）児童生徒と心から向き合う力
2）医療的ケア児の成長発達を見据えた学校生活を整える力
3）医療的ケア児に適したコミュニケーション能力
4）的確に医療的ケア児の全体像を捉え判断する力

指導的な役割を担う看護師に求められる 【 能 力 1-2】

1	学校で生活する医療的ケア児のニーズを多角的にとらえて看護を実践する能力

語りの要約（一部抜粋）：

“児童生徒と積極的に接したい気持ち”

“医療的ケア児の反応をとらえてコミュニケーションをとる”

“医療的ケアを成長発達や生活の変化に合わせて検討する視点”

“学校という生活のなかでの医療的ケアというとらえ方をする”

“医療的ケア児の最善の利益を確保するためのケアになっているかという視点で考える”

“医療的ケアに限らずその子全体をみていく”

能力の要素：

1)	児童生徒と心から向き合う力
2)	医療的ケア児の成長発達を見据えた学校生活を整える力
3)	医療的ケア児に適したコミュニケーション能力
4)	的確に医療的ケア児の全体像を捉え判断する力

26

【能力1の要素となった語りの要約】
【能力】は次のような語りの要約から導き出された。
“児童生徒と積極的に接したい気持ち”
“医療的ケア児の反応をとらえてコミュニケーションをとる”
“医療的ケアを成長発達や生活の変化に合わせて検討する視点”
“学校という生活のなかでの医療的ケアというとらえ方をする”
“医療的ケア児の最善の利益を確保するためのケアになっているかという視点で考える”
“医療的ケアに限らずその子全体をみていく”

指導的な役割を担う看護師に求められる 【能 力 2-1】

1	学校で生活する医療的ケア児のニーズを多角的にとらえて看護を実践する能力
2	**医療的ケア児を尊重する姿勢やそのための多職種協働を推進する能力**
3	医療的ケア看護職員・教職員等と関係を築く能力
4	保護者との関係を形成・対応する能力
5	場に即した役割を見出していく能力
6	看護の質を組織として保証する能力

能力の要素:	
1)	教職員による児童生徒の成長発達等のとらえ方の共有
2)	校内・地域との多職種協働の中での児童生徒中心(思考)でいる力
3)	医療的ケアに留まらずに児童生徒を捉え関わる力

27

【指導的な役割を担う看護師に求められる能力2「医療的ケア児を尊重する姿勢やそのための多職種協働を推進する能力」】

【能力2】は、3要素から構成された。
1)教職員による児童生徒の成長発達等のとらえ方の共有
2)校内・地域との多職種協働の中での児童生徒中心(思考)でいる力
3)医療的ケアに留まらずに児童生徒を捉え関わる力

指導的な役割を担う看護師に求められる 【能 力 2-2】

2	医療的ケア児を尊重する姿勢やそのための多職種協働を推進する能力

語りの要約（一部抜粋）：

“教職員とともに医療的ケア児の成長を喜ぶ姿勢”

“医療的ケア児の成長発達について教職員等との多職種と共有することによる連携の視点”

“医療的ケア児の権利を守るためにケアがあり医療的ケア看護師がいるという認識”

“医療的ケア児を中心とした合意形成のため日頃からの教職員とのコミュニケーション”

“ケア以外にも医療的ケア児と関わる”

“合間を縫って医療的ケア児に会いに行く時間をつくる”

能力の要素：	
1)	教員による児童生徒の成長発達等のとらえ方の共有
2)	校内・地域との多職種協働の中での児童生徒中心（思考）でいる力
3)	医療的ケアに留まらずに児童生徒を捉え関わる力

28

【能力2の要素となった語りの要約】
【能力2】は次のような語りの要約から導き出された。
“教職員とともに医療的ケア児の成長を喜ぶ姿勢”
“医療的ケア児の成長発達について教職員等との多職種と共有することによる連携の視点”
“医療的ケア児の権利を守るためにケアがあり医療的ケア看護師がいるという認識”
“医療的ケア児を中心とした合意形成のため日頃からの教職員とのコミュニケーション”
“ケア以外にも医療的ケア児と関わる”
“合間を縫って医療的ケア児に会いに行く時間をつくる”

指導的な役割を担う看護師に求められる 【 能 力 3-1】

1	学校で生活する医療的ケア児のニーズを多角的にとらえて看護を実践する能力
2	医療的ケア児を尊重する姿勢やそのための多職種協働を推進する能力
3	**医療的ケア看護職員・教職員等と関係を築く能力**
4	保護者との関係を形成・対応する能力
5	場に即した役割を見出していく能力
6	看護の質を組織として保証する能力

能力の要素：	
1)	児童生徒主体であるための医療的ケア看護職員・教職員等との柔軟性・共感性・協調性
2)	医療的ケア看護職員・教職員等との組織づくりのための能力
3)	状況把握力・高い感度
4)	多職種間の関係性構築力
5)	相手を尊重した交渉・調整力

29

【指導的な役割を担う看護師に求められる能力3「医療的ケア看護職員・教職員と関係を築く能力」】

【能力3】は、5要素から構成された。
1）児童生徒主体であるための医療的ケア看護職員・教職員等との柔軟性・共感性・協調性
2）医療的ケア看護職員・教職員等との組織づくりのための能力
3）状況把握力・高い感度
4）多職種間の関係性構築力
5）相手を尊重した交渉・調整力

指導的な役割を担う看護師に求められる 【 能 力 3-2】

3	医療的ケア看護職員・教職員等と関係を築く能力

語りの要約（一部抜粋）：

“教職員、医療的ケア看護職員、管理職等、それぞれの視点を尊重する姿勢”

“教職員や医療的ケア看護職員の考えや言葉や関係性が医療的ケア児に大きく影響を及ぼすことを理解する”

“医療的ケア児と保護者、学校、デイサービス等からの多くの情報を処理する能力”

“相談対応時、相手の気づかぬ真の課題を見出す洞察力”

“教職員と医療的ケア看護職員のことを良く把握した上で、双方の橋渡しをして関係性を構築するきっかけをつくる”

“相手の思いを聴く姿勢”

能力の要素：	
1)	児童生徒主体であるための看護師・教職員等との柔軟性・共感性・協調性
2)	医療的ケア看護職員・教職員等との組織づくりのための能力
3)	状況把握力・高い感度
4)	多職種間の関係性構築力
5)	相手を尊重した交渉・調整力

30

【能力3の要素となった語りの要約】

【能力3】は次のような語りの要約から導き出された。

“教職員、医療的ケア看護職員、管理職等、それぞれの視点を尊重する姿勢”

“教職員や医療的ケア看護職員の考えや言葉や関係性が医療的ケア児に大きく影響を及ぼすことを理解”

“医療的ケア児と保護者、学校、デイサービス等からの多くの情報を処理する能力”

“教職員と医療的ケア看護職員のことを良く把握した上で、双方の橋渡しをして関係性を構築するきっかけをつくる”

“相手の思いを聴く姿勢”

指導的な役割を担う看護師に求められる 【 能 力 4-1】

1	学校で生活する医療的ケア児のニーズを多角的にとらえて看護を実践する能力
2	医療的ケア児を尊重する姿勢やそのための多職種協働を推進する能力
3	医療的ケア看護職員・教職員等と関係を築く能力
4	保護者との関係を形成・対応する能力
5	場に即した役割を見出していく能力
6	看護の質を組織として保証する能力

能力の要素：	
1)	保護者の理解と関係構築
2)	総合的な情報に基づく保護者への対応・調整力

31

【指導的役割を担う看護師に求められる能力4「保護者との関係を形成・対応する能力」】

【能力4】は、2要素から構成された。
1）保護者の理解と関係構築
2）総合的な情報に基づく保護者への対応・調整力

指導的な役割を担う看護師に求められる 【 能 力 4-2】

4	保護者との関係を形成・対応する能力

語りの要約（一部抜粋）：

“保護者との関係構築のための関わりと情報収集”

“医療的ケア方法は、保護者と児のコミュニケーションを経て受け入れてきた過程があるという認識”

“保護者の心情を理解しようとする姿勢”

“保護者との関係性構築を大切にする姿勢”

“保護者の医療的ケア方法に疑問を感じた時の対応力”

“保護者の思いを尊重する姿勢”

能力の要素：	
1)	保護者の理解と関係構築
2)	総合的な情報に基づく保護者への対応・調整力

32

【能力4の要素となった語りの要約】
【能力4】は次のような語りの要約から導き出された。
“保護者との関係構築のための関わりと情報収集”
“医療的ケア方法は、保護者と児のコミュニケーションを経て受け入れてきた過程があるという認識”
“保護者の心情を理解しようとする姿勢”
“保護者との関係性構築を大切にする姿勢”
“保護者の医療的ケア方法に疑問を感じた時の対応力”
“保護者の思いを尊重する姿勢”

指導的な役割を担う看護師に求められる 【 能 力 5-1】

1	学校で生活する医療的ケア児のニーズを多角的にとらえて看護を実践する能力
2	医療的ケア児を尊重する姿勢やそのための多職種協働を推進する能力
3	医療的ケア看護職員・教職員等と関係を築く能力
4	保護者との関係を形成・対応する能力
5	場に即した役割を見出していく能力
6	看護の質を組織として保証する能力

能力の要素:	
1)	状況から必要性を判断し自ら役割を見出す力
2)	役割を果たすために自己研鑽する力

33

【指導的役割を担う看護師に求められる能力5「場に即した役割を見出していく能力」】

【能力5】は、2要素から構成された。
1）状況から必要性を判断し自ら役割を見出す力
2）役割を果たすために自己研鑽する力

指導的な役割を担う看護師に求められる 【能 力 5-2】

5	場に即した役割を見出していく能力

語りの要約（一部抜粋）：

“規定にとらわれない柔軟な多職種連携の視点”

“情報整理から自身の役割を見出す”

“判断基準がないなかから医療的ケアの実施環境をつくる”

“全国や自治体全体を視野に問題意識を持つ”

“自治体全体の実態を把握し教職員、看護師、管理職の期待にこたえる”

“自分育て、アンテナを高くして様々な人の意見を聴きながらいろんなことに挑戦して勉強する”

能力の要素：	
1)	状況から必要性を判断し自ら役割を見出す力
2)	役割を果たすために自己研鑽する力

34

【能力5の要素となった語りの要約】
【能力5】は次のような語りの要約から導き出された。
“規定にとらわれない柔軟な多職種連携の視点”
“情報整理から自身の役割を見出す”
“判断基準がないなかから医療的ケアの実施環境をつくる”
“全国や自治体全体を視野に問題意識を持つ”
“自治体全体の実態を把握し教職員、看護師、管理職の期待にこたえる”
“自分育て、アンテナを高くして様々な人の意見を聴きながらいろんなことに挑戦して勉強する”

指導的な役割を担う看護師に求められる 【 能 力 6-1】

1	学校で生活する医療的ケア児のニーズを多角的にとらえて看護を実践する能力
2	医療的ケア児を尊重する姿勢やそのための多職種協働を推進する能力
3	医療的ケア看護職員・教職員等と関係を築く能力
4	保護者との関係を形成・対応する能力
5	場に即した役割を見出していく能力
6	看護の質を組織として保証する能力

能力の要素:	
1)	組織として一貫した看護を保証する
2)	責任感・使命感
3)	管理能力
4)	職場環境への配慮や活性化への対応力

35

【指導的な役割を担う看護師に求められる能力6「看護の質を組織として保障する能力」】

【能力6】は、4要素から構成された。
1）組織として一貫した看護を保証する
2）責任感・使命感
3）管理能力
4）職場環境への配慮や活性化への対応力

指導的な役割を担う看護師に求められる 【 能 力 6-2】

6	看護の質を組織として保証する能力

語りの要約（一部抜粋）：

“組織化して一貫した関わりを持つ”

“自身の立場を理解し、勝手な行動や判断をしない姿勢”

“医療的ケア看護職員を守るために自分が責任を取るという使命感”

“相談対応に最後まで責任を持つ姿勢”

“複数の医療的ケア看護職員をまとめるための管理能力”

“医療的ケア看護職員同士が活発な意見を交換しやすい職場風土の構築”

能力の要素：	
1)	組織として看護を保証する
2)	責任感・使命感
3)	管理能力
4)	職場環境への配慮や活性化への対応力

36

【能力6の要素となった語りの要約】
【能力6】は次のような語りの要約から導き出された。
“組織化して一貫した関わりを持つ”
“自身の立場を理解し、勝手な行動や判断をしない姿勢”
“医療的ケア看護職員を守るために自分が責任を取るという使命感”
“相談対応に最後まで責任を持つ姿勢”
“複数の医療的ケア看護職員をまとめるための管理能力”
“医療的ケア看護職員同士が活発な意見を交換しやすい職場風土の構築”

指導的な役割を担う看護師の【 役 割 】

1	医療的ケア看護職員のために体制を整備する
2	医療的ケア看護職員を支援する
3	医療的ケア看護職員を育成する
4	組織として医療的ケアを管理する
5	認定特定行為業務従事者を含む教職員を支援する
6	校内の多職種と連携・協働する
7	学校医や主治医等と連携・協働する
8	医療的ケア児の学校生活を総合的に支援する
9	保護者を尊重しながら支援する
10	地域の特性や資源に応じた連携・役割をとる

指導的な役割を担う看護師に求められる【 能 力 】

1	学校で生活する医療的ケア児のニーズを多角的にとらえて看護を実践する能力
2	医療的ケア児を尊重する姿勢やそのための多職種協働を推進する能力
3	医療的ケア看護職員・教職員と関係を築く能力
4	保護者との関係を形成・対応する能力
5	場に即した役割を見出していく能力
6	看護の質を組織として保証する能力

これら【役割】と【能力】は、実際に指導的な役割を担っている看護師へのインタビュー調査の結果をもとに構成されている。所属や地域によって特徴があり、また今回抽出されていない要素もあるものと思われる。

37

「指導的な役割を担う看護師の【役割】」と「求められる【能力】」

これら【役割】と【能力】は、実際に指導的な役割を担っている看護師へのインタビュー調査の結果をもとに構成されている。

このインタビューに答えていただいた指導的な役割を担う看護師の所属が、特別支援学校や教育委員会、小学校、医療機関、と様々であるのと同じように、これら【役割】と【能力】には、所属や地域によって特徴があり、また今回抽出されていない要素もあるものと考えられる。

Ⅳ.指導的な役割を担う看護師が希望する【 研 修 】

38

指導的な役割を担う看護師が希望する【 研 修 】

1	看護の質保証（成長発達・ヒヤリハットの共有・医療的ケア看護職員支援）
2	多職種連携の方法（コミュニケーション含む）
3	医療的ケア看護職員間の情報共有
4	教育現場・組織・法的背景の知識
5	保護者の支援（保護者からの学びを含む）
6	最新の医療および制度
7	看護管理・研修企画

39

【指導的な役割を担う看護師が希望する研修】
　インタビュー調査の結果、指導的な役割を担う看護師が希望する研修は、以下の通り整理した。
1　看護の質保証（成長発達・ヒヤリハットの共有・医療的ケア看護職員師支援）
2　多職種連携の方法（コミュニケーション含む）
3　看護職員間の情報共有
4　教育現場・組織・法的背景の知識
5　保護者の支援（保護者からの学びを含む）
6　最新の医療および制度
7　看護管理・研修企画

Ⅴ.本研修の構成

40

本研修の構成

指導的な役割を担う看護師の「役 割」	
1	医療的ケア看護職員のために体制を整備する
2	医療的ケア看護職員を支援する
3	医療的ケア看護職員を育成する
4	組織として医療的ケアを管理する
5	認定特定行為業務従事者を含む教職員を支援する
6	**校内の多職種と連携・協働する ＜医療的ケア児を中心とした協働＞**
7	学校医や主治医等と連携・協働する
8	医療的ケア児の学校生活を総合的に支援する
9	保護者を尊重しながら支援する
10	地域の特性や資源に応じた連携・役割をとる

目標：	
1	指導的な役割を担う看護師が医療的ケア児を中心とした多職種協働の在り方を理解する
2	指導的な役割を担う看護師が多職種協働における自身の役割を考える

指導的な役割を担う看護師の【役割】、求められる【能力】、希望する【研修】を吟味し、10の【役割】の中で回答も多かった内容に基づき、【役割：教員等の多職種と連携・協働する】の中の「要素：学校における医療的ケア児を中心とした多職種協働」に焦点をあて研修を企画した。

研修内容：
☆教育現場で求められる役割（総論）
☆指導的な役割を担う看護師の役割（調査結果より）
☆実践報告
☆グループワーク
　実践の振り返り
　組織・立場をこえた役割の共有
　医療的ケア児を中心とした協働の視点や実践の検討

41

【本研修の構成】
　本研修は、ここまで紹介した指導的な役割を担う看護師の【役割】、求められる【能力】及び「希望する【研修】」を吟味し、10の【役割】の中で回答も多かった内容に基づき、【役割：多職種と連携・協働する】の中の「要素：学校における医療的ケア児を中心とした多職種協働」に焦点をあて、スライドに示した構成で研修を企画した。
　示した役割一覧の通り、指導的な役割を担う看護師には、他にも多くの【役割】が求められ、それぞれに研修企画が成立する。
　各組織で必要とされている課題に沿った設定が可能である。

令和3年度 文部科学省委託事業
「学校における医療的ケア実施体制充実事業」
（医療的ケアのための看護師に対する研修機会の確保）

グループワーク

公益財団法人 日本訪問看護財団

目次

I.　グループワーク1（例）「多職種間の意見交換・相互交流」

II.　グループワーク2「医療的ケアに関するヒヤリハット場面の多職種協働」
1．グループワーク2の主な検討内容
2．ロールプレイ
3．グループワーク2の内容
4．グループワーク2のまとめ

1

グループワーク1（例）

多職種間の意見交換・相互交流

2

Ⅰ．グループワーク1（例）

グループワーク1（例）では、指導的な役割を担う看護師と教育委員会担当者等の教職員との相互理解を促進することを目的として、両者がグループワークに参加することを想定した内容としている

【目標】

自身のこれまでの実践を振り返りながら、教員、看護師等の立場を超えた共通理解と課題解決のための指導や自身の実践のためのヒントを得ることができる

○教育委員会担当者・教員等

これまでの講義を受けた結果、教育委員会として指導的な役割を担う看護師の役割についての感想を述べる

○指導的な役割を担う看護師

講義や教育委員会担当者の感想を受けて自身の役割や実践についての感想を述べる

多職種間で意見交換できる機会を活用してください

3

このグループワーク（例）では、指導的な役割を担う看護師と教育委員会担当者等の教職員との相互理解を促進することを目的として、両者がグループワークに参加することを想定した内容としている。

【グループワーク1の目標】

自身のこれまでの実践を振り返りながら、教員、看護師等の立場を超えた共通理解と課題解決のための指導や自身の実践のためのヒントを得ることができる

【グループワーク1の内容】

・教育委員会担当者や教員等：これまでの講義を受けた結果、教育委員会として指導的な役割を担う看護師の役割についての感想を述べる。

・指導的な役割を担う看護師：講義や教育委員会担当者の感想を受けて自身の役割や実践についての感想を述べる。

この時間は、多職種間で意見交換できる機会として活用すること。

Ⅱ．グループワーク2
医療的ケアに関するヒヤリハット場面の多職種協働

4

Ⅱ－1．グループワーク2の主な検討内容

5

グループワーク2のテーマ

「指導的な役割を担う看護師として、状況をどのようにとらえてどのように調整するか？ 」

- 受講者は指導的な役割を担う看護師
- ロールプレイを見て、指導的な役割を担う看護師としての自分の役割を考える
- グループで、指導的な役割を担う看護師として何をするかについて協議する
- 結果を共有し、指導的な役割を担う看護師として求められる対応について、改めて考える

6

【グループワーク2の主な検討内容】
〇グループワーク2のテーマ「指導的な役割を担う看護師として、状況をどのようにとらえてどのように調整するか？ 」
〇受講者は指導的な役割を担う看護師
〇ロールプレイを見て、指導的な役割を担う看護師としての自分の役割を考える
〇グループで、指導的な役割を担う看護師として何をするかについて協議する
〇結果を共有し、指導的な役割を担う看護師として求められる対応について、改めて考える

Ⅱ-2. ロールプレイ

7

登場人物の設定

指導的な役割を担う看護師（研修参加者）

Aさん（特別支援学校　小学部第5学年　男子）

肢体不自由（起因疾患は脳性まひ）と知的障害を重複

気管カニューレが頻繁に誤抜去してしまう

しかく看護師（4月に入職した医療的ケア看護職員）

看護師25年目・小児科での勤務経験はなし（主に内科病棟勤務）

さんかく先生（本校勤務は4年目）

教員20年目・本年度からAさんの担任になった

B看護師

学校勤務は5年目の医療的ケア看護職員。以前は病院や老人介護施設で勤務

Aさんのお母さん（😊）

育児に熱心。自身の仕事やきょうだいの習いごとの送迎もあり、連絡が取りづらい

8

【事例の登場人物紹介】

○「Aさん」：特別支援学校小学部第5学年に在籍する男子児童。脳性まひを起因疾患としており、肢体不自由と知的障害を重複している。医療的ケアは気管カニューレからの吸引と胃ろう。Aさんは、頻繁に気管カニューレが抜けてしまう。

○今回は、気管カニューレが完全に抜けず、「抜けかけ」の状態になっていたことが複数回あったことがきっかけとなり「しかく看護師」と「さんかく先生」が話し合いをする場面である。

○ロールプレイで

「しかく看護師」（講師：指導的な役割を担う看護師）：看護師としてはベテランが、今年度から学校で働き始め、約半年が経過している。医療的ケア児とかかわるのも学校で働き始めた今年からである。

「さんかく先生」（講師：学校において医療的ケアを担当する教員等）：教員としてはベテランだが、本年度から医療的ケア児であるAさんの担任をすることになった。特定行為業務従事者になるための基本研修を受けたばかりである。

「その他」（会話中のみの登場人物）：同じ学校の医療的ケア看護職員5年目の「B看護師」、「Aさんのお母さん」が会話中に登場する。

受講している指導的な役割を担う看護師は、この課題を解決するために校内の調整をおこなう「指導的な役割を担う看護師」の立場になって考える。

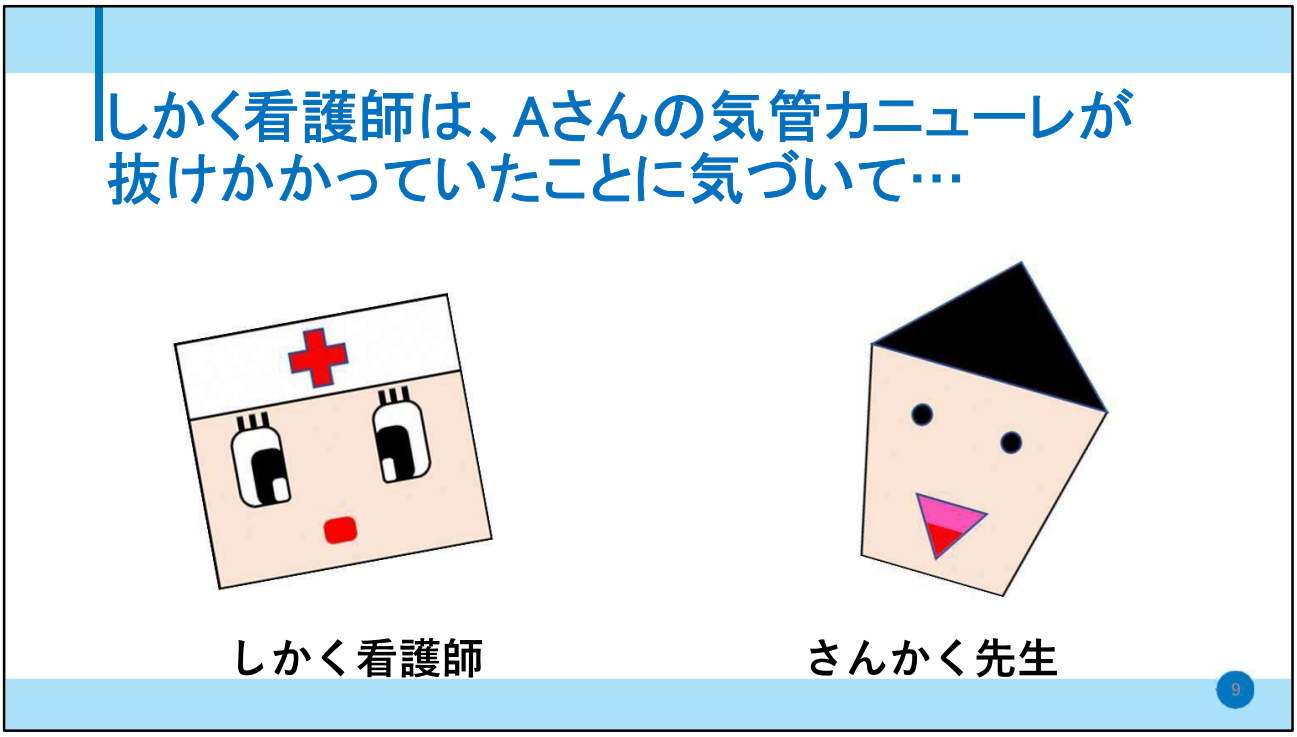

しかく看護師は、さんかく先生の授業中にAさんの気管カニューレが抜けかかっていた場面に気づき、対応をしました。

2学期に入ってから3回目のことだったので、今後の対応について相談しようと、児童の下校後、教室の掃除をしていたさんかく先生に声をかけました。

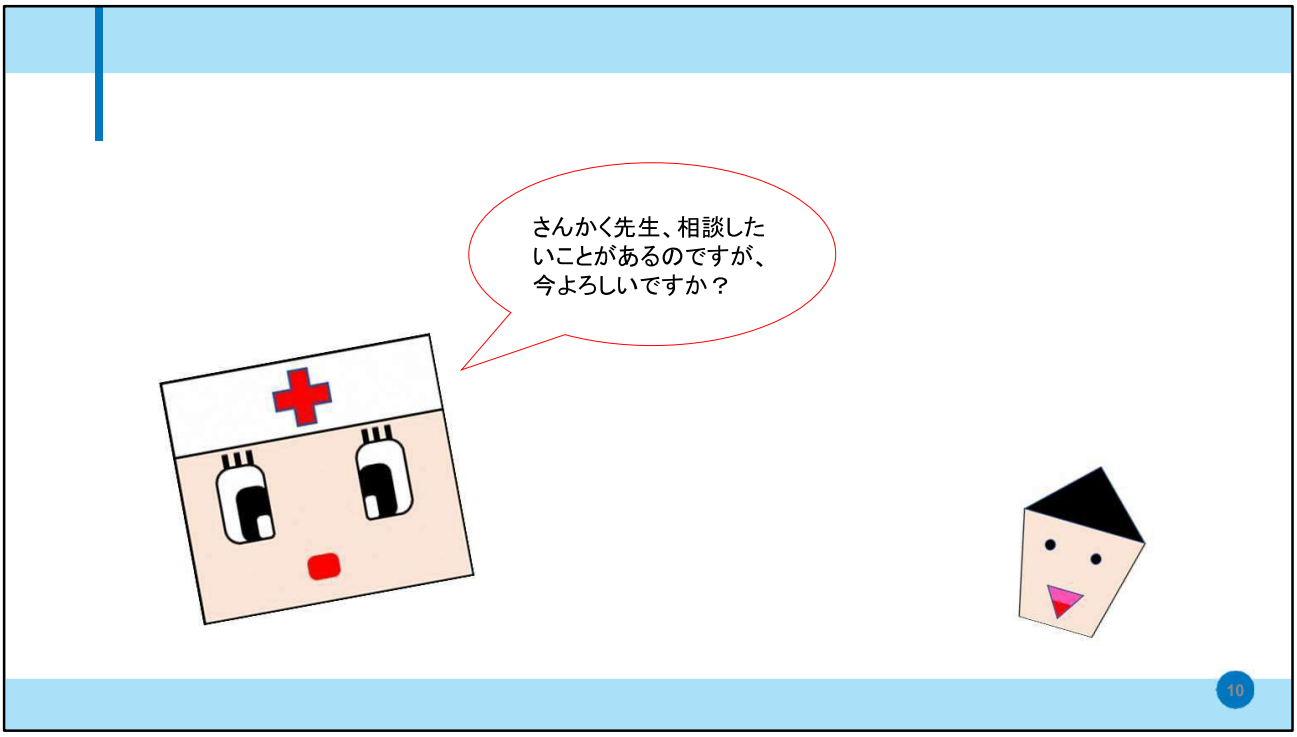
さんかく先生、相談したいことがあるのですが、今よろしいですか？
10

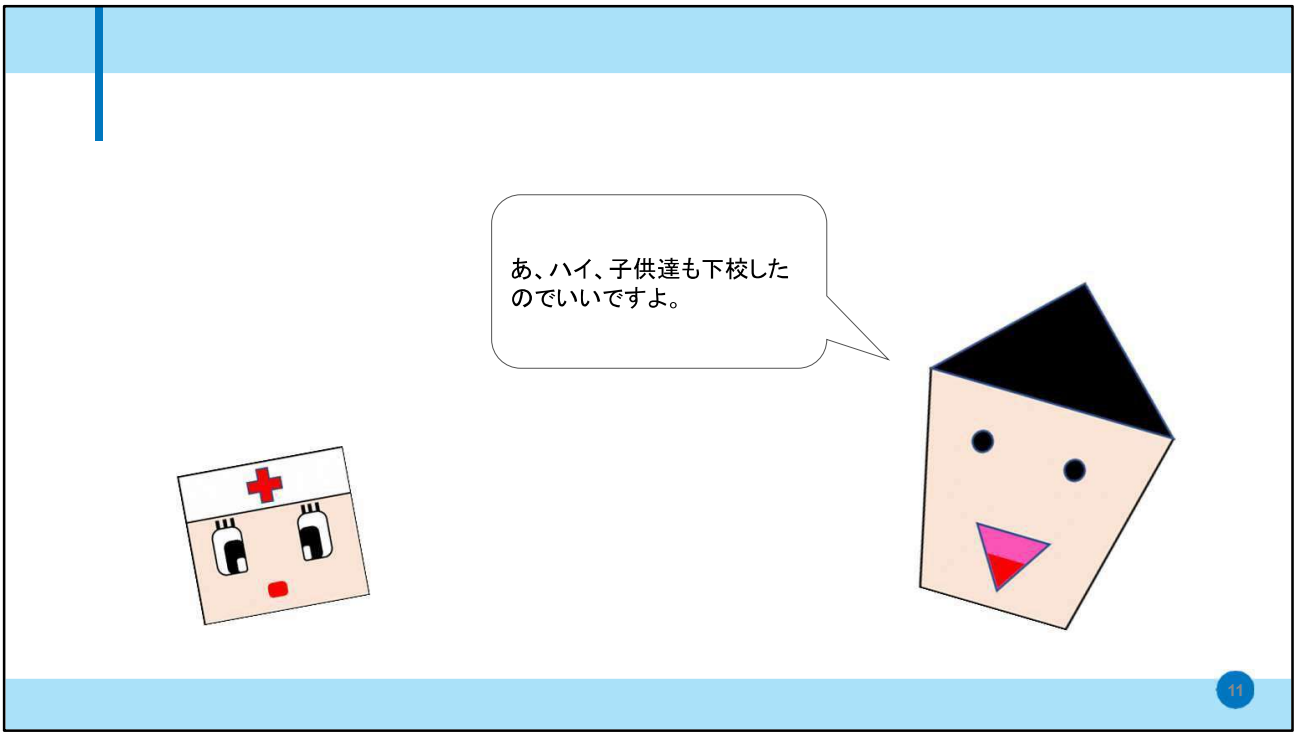
あ、ハイ、子供達も下校した
のでいいですよ。
11

今日の授業中に、Aさんの気管カニューレが抜けかけていた件ですが、さんかく先生に言われて見た時には、普段は見えないチューブの部分が外に見える状態になっていました。
これで、2学期に入ってから3回目ですよね。抜けてしまわないように、何とかしないといけないのでは。さんかく先生はどのように思いますか？

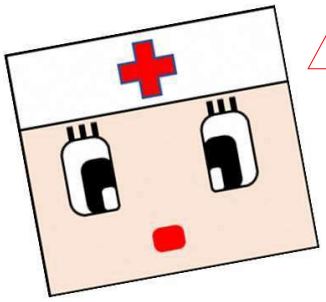

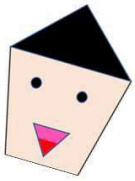

12

アア、そうね……。
Aさんは自分の気持ちを伝えられるようになることを目標にしているので、抜けかけたかな？と感じた時には、周りの人に伝えるように指導しているんですが、まだ、伝えられないことが多いんです。

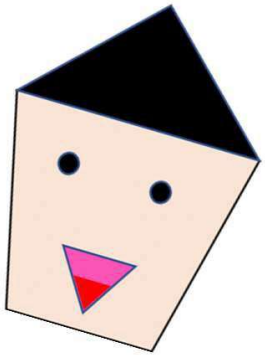

13

それでは、Aさんが苦しい状態を続けることになるのではありませんか。Aさんの身体のことを考えているんですか？

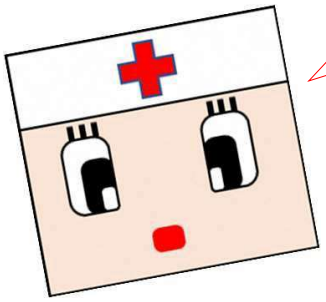

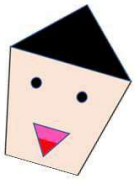

14

自分も初めて見た時はビックリして、その日の担当看護師だったB看護師に見てもらいましたが、B看護師は首のあたりを調整して、特に何もおっしゃらなかったので、そんなB看護師の反応を見て、大丈夫なんだ…と、思いました。
お母さんに報告したら、病院受診の時にカニューレを入れ替えた後からは家でもよくあるし、特に苦しくなさそうだ、との事でした。
これまでも同じような事があった時は看護師を呼んでいますが、それではダメですか？

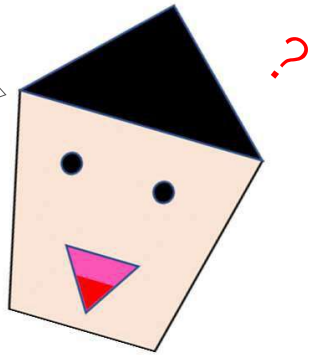

15

お母さんは、そう言っていたのですね…。
（B看護師さんから聞いていない事には触れず）
お母さんは、家でも繰り返しているけどAさんが苦しくなさそうだから問題にしていないようですね。
でも、今日私が見に行った時にSpO_2を測定したら、低下していました。
そもそもカニューレが抜けやすい状況で学校で過ごすのは、Aさんにとってリスクがあります。抜けてしまわないよう対策を立てるべきです。

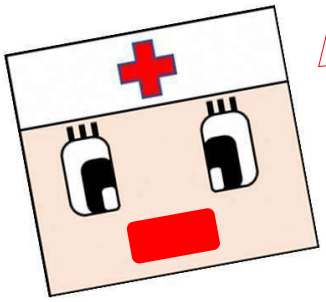

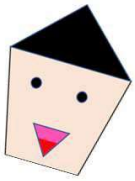

16

でも、大人が先回りしたら、周りに教員がいない時や、将来、進路先に行った時に、Aさん自身が困る事になります。その時になってから対応を考えても遅いですよ。

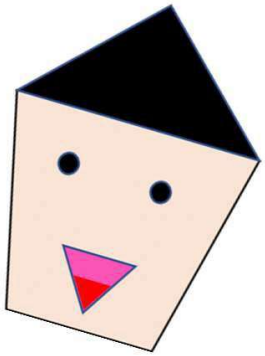

17

緊急時は医師に相談の上、再挿入をしても良い事にはなっていますが、学校には医師もいないし、完全に抜けてしまった時には、Aさんの状態によっては、絶対に必ず挿入できるとは限らない状況になっているかも知れないのです。
だから、カニューレが完全に抜けてしまったら、大変な事になります。

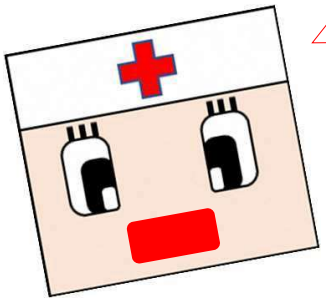

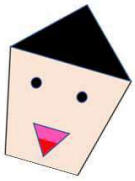

18

そうなのですか…でも、Aさんは周りに人がいないと、もし、自分で抜けかけた事に気づいても、自分で発信できないようになってしまうかも知れません。Aさんの将来のことを考えてくれているんですか？

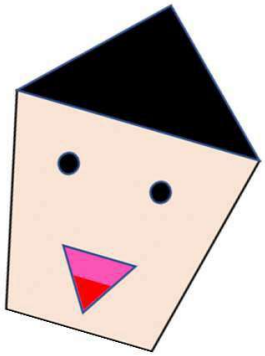

19

抜けてからの対応も大事です
が、その前に、抜けないように
する対応を考える事も大事です。

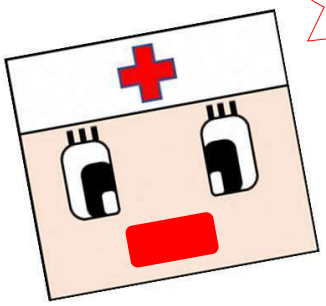

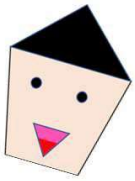

20

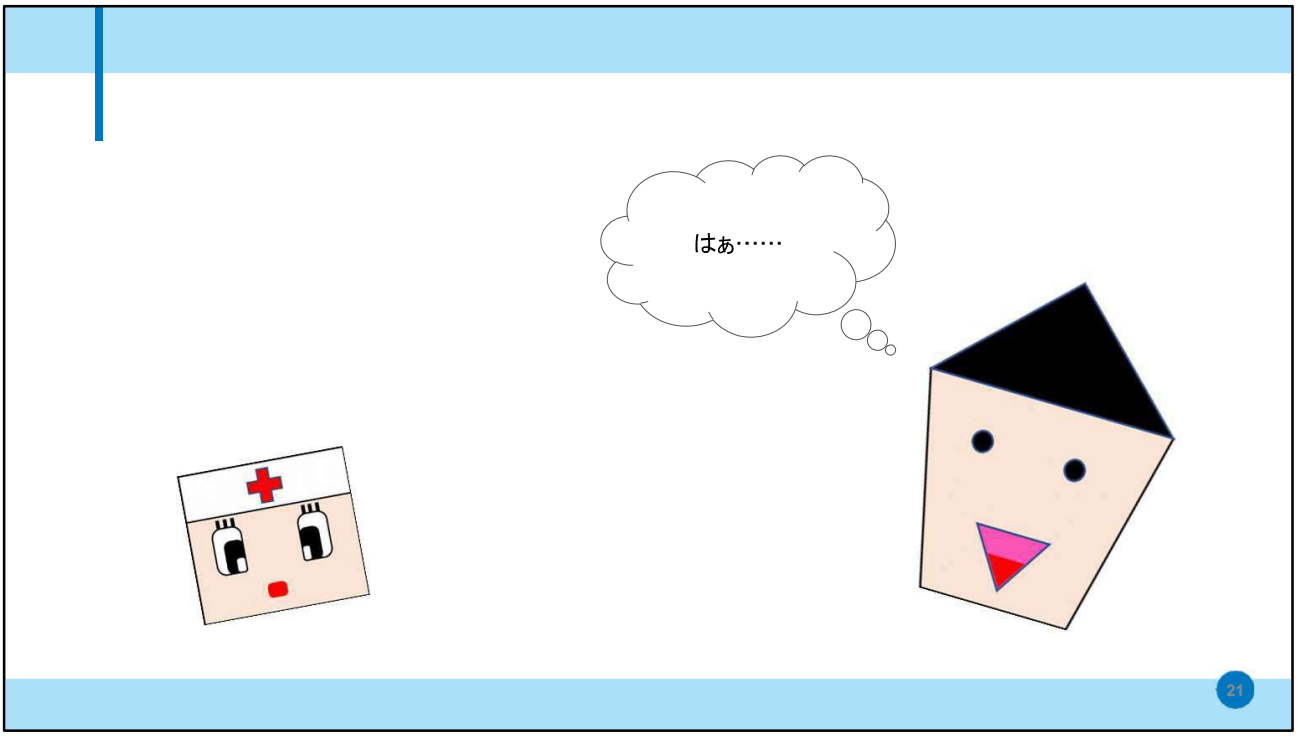
はぁ……
21

ロールプレイは以上です

このあと指導的な役割を担う看護師（研修参加者）は、しかく看護師とさんかく先生からそれぞれ相談を受けます

22

しかく看護師からの相談内容

- **さんかく先生**は、カニューレが抜けかけの状態になることが、かなり危険だということを知らないのか？
- **さんかく先生**は、「いざとなったら、看護師が再挿入すればいい」と簡単に考えているようだ。
- もっとお母さんからの情報を看護師と共有してほしい。
- 以前対応した**B看護師**は、何故**さんかく先生**に言わなかったのか。
- **B看護師**が、インシデント・レポートを作成してくれていればこんなトラブルにならなかったのではないか。

23

【しかく看護師からの相談内容】
・さんかく先生は、カニューレが抜けかけの状態になることが、かなり危険だということを知らないのか？
・さんかく先生は、「いざとなったら、看護師が再挿入すればいい」と簡単に考えているようだ。
・もっとお母さんからの情報を看護師と共有してほしい。
・以前、さんかく先生が初めて見た時に対応したB看護師は、何故さんかく先生に言わなかったのか。
・B看護師が、インシデント・レポートを作成してくれていればこんなトラブルにならなかったのではないか。
しかく看護師から以上のような内容の相談を受けた時、指導的な役割を担う看護師としてどのように考えるか。

☆ファシリテーターのためのポイント☆
【しかく看護師が先ほどのように考えた背景として考えられることの一例】
・学校で勤務したての看護師は、このように、「教員は医療的ケアのことを知らない」と特に思いがちである。実際、このさんかく先生は、医療的ケア児の対応の経験は少なく言葉としては分かっていても、本質的な危険性を知らないかもしれないという視点で対応を考える必要がある。
・このしかく看護師も、医療的ケアの経験は少なく、気管カニューレの再挿入という、むしろ病院では看護師が行わない行為を行うことに対する不安があることもわかる。
・先輩看護師であるB看護師の対応に不満を感じているが、連絡系統がはっきりしている病院に比べて、医療的ケア開始から間もない学校では、医療的ケアに関する連絡系統がはっきりしていない場合もあり、不安を大きくしている可能性も考えられる。
（ほかにも考えられることがある。）

ヒヤリ・ハットについて

インシデントの影響度分類

レベル	傷害の継続性	傷害の程度	内容
0	-		エラーや医薬品・医療用具の不具合が見られたが、児童生徒等には実施されなかった
1	なし		児童生徒等への実害はなかった（なんらかの影響を与えた可能性は否定できない）
2	一過性	軽度	処置や治療は行わなかった（児童生徒等の観察の強化、バイタルサインの軽度変化、安全確認のための検査などの必要性は生じた）
3 a		中等度	簡単な処置や治療を要した（消毒、湿布、皮膚の縫合、鎮痛剤の投与など）
3 b		高度	濃厚な処置や治療を要した（バイタルサインの高度変化、人工呼吸器の装着、手術、入院、骨折など）
4 a	永続的	軽度～中等度	永続的な障がいや後遺症が残ったが、有意な機能障がいや美容上の問題は伴わない
4 b		中等度～高度	永続的な障がいや後遺症が残り、有意な機能障がいや美容上の問題を伴う
5	死亡		死亡

引用：「第１回国立大学医学部附属病院医療安全管理協議会総会（平成 14 年 10 月 31 日・11 月 1 日開催）にて承認（議事要旨より抜粋）」（一部改変）
https://plaza.umin.ac.jp/~nuhc/Portals/0/images/activity/report/sgst_category/safety/incidentcategory.pdf

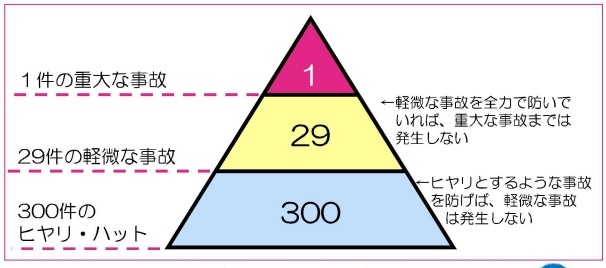

図　ハインリッヒの法則

24

【「ヒヤリ・ハット」と「インシデント」の用語についての確認】

○今回の研修では、「誤った行為が実施される前に発見されたもの、あるいは誤った行為が実施されたが、結果として児童生徒に影響を及ぼすに至らなかったもの」の総称を「ヒヤリ・ハット」としている。学校や地域によっては、例えば「実施される前に発見されたもの」を「ヒヤリ・ハット」といい、実施されたものの結果として児童生徒に影響を及ぼすに至らなかったものを「インシデント」としている場合もあると承知している。本研修では、これらの総称として「ヒヤリ・ハット」として取り扱っている。

○左上の表は、「国立大学医学部附属病院医療安全管理協議会総会」の資料を一部改変したものである。

○各学校では、「ヒヤリ・ハット事例」の報告について、レベルにかかわらず一つの様式で報告している場合と、レベルの低いものは別の様式で報告したり、報告を求めていない場合もあると思うが、今回の事案がこの表で示したどの基準に該当するのか、また、その場合どういった対応をとるのか、について共通理解を図っておくことが大切である。

○右の図で示している「ハインリッヒの法則」では、「１件の重大な事故」の背景に、「29件の軽微な事故」があり、さらにその背景には「300件のヒヤリ・ハット」があると言われている。学校における医療的ケアについても同様であり、ヒヤリ・ハットを悪いことと捉えず、ヒヤリ・ハット事例を共有し、軽微な事故を全力で防ぐことにより、重大な事故を発生させないことが重要である。

さんかく先生からの相談内容

- カニューレが抜けることの危険性ぐらい知っている。
- お母さんが大変なことと感じていないのは、主治医に言われたことや、家での様子から判断している。
- 抜けないようにする対応は大事だけど、活動が制限されたら**Aさん**がかわいそうだ。
- **Aさん**自身が、カニューレが抜けそうだと発信できるようになる方が、**Aさん**の自立に繋がると思う。
- でも、医療的ケアのことについて、看護師に意見をいうのは、気が引ける・・・。

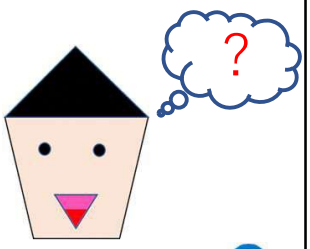

25

【一方、さんかく先生からが指導的な役割を担う看護師Nさんに相談した内容】
・カニューレが抜けることの危険性ぐらい知っている。
・お母さんが大変なことと感じていないのは、主治医に言われたことや、家での様子から判断している。
・抜けないようにする対応は大事だけど、活動が制限されたらAさんがかわいそうだ。
・Aさん自身が、カニューレが抜けそうだと発信できるようになる方が、Aさんの自立に繋がると思う。
・でも、医療的ケアのことについて、看護師に意見をいうのは、気が引ける・・・。
さんかく先生から以上のような内容の相談を受けた時、指導的な役割を担う看護師としてどのように考えるか。

☆ファシリテーターのためのポイント☆
【さんかく先生が先ほどのように考えた背景として考えられることの一例】
・さんかく先生は、医療的ケア児の対応は初めてといっても、この学校に勤務してから今まで、校内で医療的ケアを行っている様子は見てきているし、医療的ケアの基本的なことについては研修してきている。
そのため、「わかっていない」という態度でしかく看護師から言われることに戸惑いを感じている。
・この学校では、保護者との窓口を担任に一本化しているので、お母さんが主治医ともこのことを話していて、家での様子もしっかり見ていることを知っている。
それを踏まえてしかく看護師に話しているのに、分かってもらえないことにももやもやしている。
・さんかく先生は、「しかく看護師が言う『抜けないようにする対応』は、活動を制限することなんだろう」と感じていている。
でも、このような場面を、さんかく先生が普段、自立活動で指導している、コミュニケーションの力を伸ばすきっかけにできないだろうかと考えている。
・しかし、さんかく先生は、医療の専門家である看護師に対して意見を言う自信がなく、我慢してしまうことが多い可能性がある。

（ほかにも考えられることがある。）

Ⅱ-3. グループワーク2の内容

26

【テーマ】
指導的な役割を担う看護師として、状況をどのようにとらえてどのように調整するか？

- Aさんを中心に考えましょう。
- 「正解」はありません！
- 自由な発想で、色々な意見を出し合ってください。
- 不足している状況や情報は、各グループで設定してください。

27

【テーマ】
テーマ:「指導的な役割を担う看護師として、状況をどのようにとらえてどのように調整するか？ 」

・指導的な役割を担う看護師として、どのように対応するかについて協議する。
・研修企画者が想定した「模範解答」を探るための時間ではない。
・Aさんを中心に、Aさんのためにどうしたらよいのか、という視点で考える。
・まずは、いろいろな視点から意見を出し合う。
・ここまでの説明で不足している情報は、グループ内で補完して、それぞれで設定する。

グループワーク2の発表

発表内容

１　グループ名

２　一番の課題は何か？

３　どこから取り組むか？

28

【発表内容】
・グループ名
・一番の課題は何か？
・どこから取り組むか？

Ⅱ-4. グループワーク2のまとめ

29

指導的な役割を担う看護師として意識してほしいこと：その１

- 気管カニューレが「抜けかけ」の状態になった要因の検討
- 「抜けかけている時の対応」と「抜けてしまった時の対応」の違いの確認と具体的な対応の検討
- 医療的ケアに知見のある医師や学校医、主治医に相談するときのポイントや手順の確認

30

【指導的な役割を担う看護師として意識して欲しいことのまとめ】

○「抜けかけ」の状態になった要因の検討：初めに行わなければいけないことは、「抜けかけ」の状態になった要因の検討である。Aさんの「手の動き」や、「『カニューレの異常』を発見した時の対応」だけでなく、「なぜ、そのような状態になったのか」、「気管カニューレのサイズ」や「普段の呼吸状態」、「顔色」など、看護師だからこそ分かる視点から要因を分析し、校内で共有することが大切である。

○抜けかけている時の対応」と「抜けてしまった時の対応」の違いの確認と具体的な対応の検討：その上で、「抜けかけている」状態と「抜けてしまった」状態では、危険性や対応が変わる場合もある。このような、「傍から見たら小さな違いでも、対応が変わる場合がある」ということを校内で共有し、対応を検討する。

○医療的ケアに知見のある医師や学校医、主治医に相談するときのポイントや手順の確認：保護者との窓口が担任に一本化されていて、直接保護者と話すことができないため、ほしい情報が手に入らないという声も聞く。直接やり取りをできるようにすることも大事だが、在籍する医療的ケア児の数が多い場合は、なかなか調整がつかない場合もある。そのようなときには、担任など、保護者との窓口になっている教員と「指導医や主治医に相談するときのポイントや手順」を共有し、ほしい情報が過不足なく手に入るよう調整することも、指導的な役割を担う看護師に求められる専門性の一つである。特に学校で働き始めたばかりの医療的ケア看護職員は、この辺りで苦労することが多いため、指導や支援が必要となる。

指導的な役割を担う看護師として意識してほしいこと：その２

- 医療的ケアに関する相談窓口や指示系統の明確化
- 個別の教育支援計画や個別の指導計画の共有
- ヒヤリ・ハット・レポートを積極的に出しあえる環境づくり

31

【指導的な役割を担う看護師として意識して欲しいことのまとめ】

○医療的ケアに関する相談窓口や指示系統を明確化：指示命令系統は学校の実情によって大きく変わるが、基本的に校長を中心とした組織である。「学校としてどう対応するか」を管理職を含む教職員全体で考えられるようにしておくことが大切である。

○個別の教育支援計画や個別の指導計画の共有：「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」等、子供たちの教育を行うための計画の作成、実施、評価に医療的ケア看護職員も主体的に関わることで、教員が「医療的ケア看護職員は一緒に指導する仲間である」という意識を醸成することに繋がる。医療的ケア看護職員についても、「単に医療的ケアを行う職員」ではなく、「子供の教育に携わる一員である」という意識を醸成することに繋がる。

○「ヒヤリ・ハット・レポート」を積極的に共有できる環境づくり：「ヒヤリ・ハット」はみんなに気づきを与える貴重な機会であり、これを共有することが、さらに大きな重大事故の防止につながる。このような事例が生じた際に、当事者を責めるのではなく、前述の、背景にある要因の分析につなげることが大切である。そのために、例えば、「様式の簡略化」や、「ヒヤリ・ハットの報告基準の明確化」といった仕組みづくりに加え、「お互いに責め合うことのない話合いの場」や「職場環境づくり」も重要である。他職種連携に加え、管理職を含む教職員間での連携の一層の充実を図れる環境づくりにも取り組む必要がある。

多職種協働の充実のために

- 互いの専門性を尊重した上で協働する
- 「ゴール」は一つ、互いの専門性を活かした方法を尊重する
- 「何を話し合うか」や「話し合いの時間」を明確にする
- 伝えたいことを端的に説明できるようにする

32

【多職種協働の充実のために】
このグループワークを単なる本事例の検討で終わらせず、今後の学校等における多職種協働に繋げる視点について説明する。

○互いの専門性を尊重する：本ロールプレイの事例では、「あの人は分かっていない」という思い込みが、互いの考えのずれを大きくしている。お互いのできないところを見付けて指摘するのではなく、良さを見付け、そこを伸ばすのは、特別支援教育に限らず人とかかわる上で大切なことであり、むしろ、障害のある子供とかかわっている方々にとっては、得意なことではないか。いわゆる「個人攻撃の罠」にはまり、相手を否定するのではなく、互いの専門性を尊重していくことが大事である。

○「ゴール」は一つ、互いの専門性を生かした方法を尊重する：ゴールを共有し、同じ方向を向いて支援していくことが大切である。ゴールとは、医療的ケア児（今回の事例ではAさん）を中心としたものであり、その思いは教員も医療的ケア看護職員も同じである。同じゴールを見据えつつ、そこに辿り着くための方法は、「看護師の専門性を生かした方法」、「教員の専門性を生かした方法」であり、それぞれの専門職としての方法を尊重することが大切であり多職種協働の醍醐味である。

○「何を話し合うか」や「話し合いの時間」を明確にする：話し合いの道筋や目標が明確でない場合、周辺情報の共有に終始してしまい、「ゴールには至りませんでした」となってしまう場合がある。学校では会議が多く、放課後に休憩時間を取るような学校もあるほか、働き方改革で退勤時間が決まっている等、時間が作れない状況もある。そのような学校内の限られた時間の中で会議やカンファレンス等をするためにも、「何を話し合うか」、「話し合いの時間」を決めておくことが大事なポイントになる。

○伝えたいことを端的に説明できるようにする：多職種で共通の理解を促進するためには、お互いの思いを言葉にして伝え合うことが大切である。そのような時に、説明する力が求められる。グループワークの発表のように限られた時間で、多職種間でも伝えたい要点を端的に説明することができれば、多職種の共通理解が促進され、医療的ケア児を中心とした協働がしやすくなる。

III

参考例

令和 3 年 12 月 24 日開催 Web 研修

「学校における医療的ケア児を中心とした多職種協働」

指導的な役割を担う
看護師の実践報告

令和3年度文部科学省委託事業
学校における医療的ケア実施体制充実事業
（医療的ケアのための看護師に対する研修機会の確保）
Web研修「学校における医療的ケア児を中心とした多職種協働」

指導的な役割を担う看護師の実践報告
①学校所属の立場から

令和3年12月24日
鳥取県立皆生養護学校

目次

Ⅰ.主な役割と業務内容
Ⅱ.鳥取県内の特別支援学校について
Ⅲ.実践報告
・実践報告
・事例① ケアルームでの移乗は誰がする？
・事例② 連絡帳とケアノートの一体化への道
・事例③ 体温管理と学習時間の確保への道
・実践報告を通して

1

Ⅰ.主な役割と業務内容

2

○主な役割と業務内容

本校のマスコットキャラクターの『ゆかいくん』です。
令和２年12月生徒会で
誕生しました!!

ゆかいくん

3

○主な役割と業務内容

■ 主な役割（校外）

鳥取県特別支援教育推進委員会公立学校
医療的ケア体制整備検討分科会委員
鳥取県医療的ケアコーディネーター

■ 主な役割（校内）

校内就学支援委員会
学校保健委員会
医療的ケア対策委員会
学校給食・アレルギー対策委員会

4

○主な役割と業務内容

■ 主な業務内容

・医療的ケア児・重症心身障がい児の看護、アセスメント
・健康管理、記録、管理、相談
・人工呼吸器管理
・緊急時対応、緊急時マニュアル作成
・医療関係者との連絡・報告・相談、受診同行
・鳥取県内公立学校の医療相談
・OJT研修（呼吸介助、人工呼吸器シュミレーション）
・医療的ケア看護職員の業務調整、相談、指導

5

Ⅱ.鳥取県内の特別支援学校について

頭の3本線は
温泉の『ゆげ』を
イメージしてます！

6

鳥取県内の特別支援学校

西部地区
⑧県立米子養護学校（知的障がい）
⑨鳥取聾学校ひまわり分校（聴覚障がい）
【幼・小・中学部】
⑩皆生養護学校（肢体不自由・病弱）※本校

中部地区
⑥倉吉養護学校
（知的障がい、肢体不自由）
⑦琴の浦高等特別支援
学校（知的障がい）
【高等部のみ】

③⑤⑥⑩医療的ケア看護職員配置
③⑤⑩指導的な役割を担う看護師配置

東部地区
①鳥取盲学校（視覚障がい）
②鳥取聾学校（聴覚障がい）
③鳥取養護学校
（病弱・肢体不自由）
④鳥取大学附属養護学校
（知的障がい）
⑤白兎養護学校（知的障がい）

7

○鳥取県立皆生養護学校に在籍する医療的ケア児数

肢体不自由54名　病弱　11名

学　部	通学生		訪問生		合　計
	自宅生	センター生※	自宅生	センター生※	
幼稚部	1／1	0／0			1／1
小学部	9／20	2／4	1／1	1／1	13／26
中学部	5／9	1／2	1／1		7／12
高等部	6／18	3／4	3／3	1／1	13／26
合　計	21／48	6／10	5／5	2／2	34／65

（令和3年度5月現在）

※鳥取県立総合療育センター入所生

9

○鳥取県内の特別支援学校・小中学校の指導的な役割を担う看護師・医療的ケア看護職員の配置数

令和3年	特別支援学校				小・中 公立学校		
地域	西部	中部	東部		西部		計
	本校	A校	B校	C校	D校	E校	
指導的な役割を担う看護師	1人	1人	0人	2人	0人	0人	4人
医療的ケア看護職員	5人	3人	2人	7人	1人	1人	19人
計	6人	4人	2人	9人	1人	1人	23人

※医療的ケア看護職員の人数は予算積算上分の人数

10

Ⅲ.実践報告

実践報告

11

○学校所属の立場から
看護師を取り巻く環境の変化

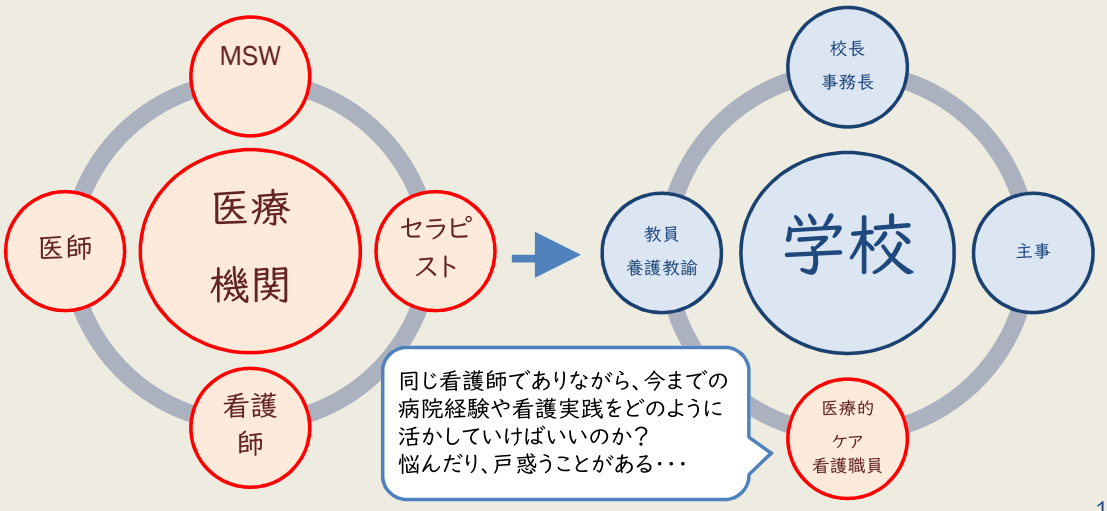

12

Ⅲ.実践報告

事例① ケアルームでの移乗は誰がする？

13

事例① ケアルームでの移乗は誰がする？

～指導的な役割を担う看護師1年目（H29年）の様子～

幼児児童生徒

移乗

【教員】
移乗は教員が自立活動として指導・支援し、応援が必要な場合は教員同士で調整しながら、体制を組んでいた。
看護師は医療的ケアをまず優先して実施するため、移乗を一緒に行うことはほとんどない。

移乗

【医療的ケア看護職員】
基本的に医療的ケア以外のことは教員に任せている。看護師は医療的ケアを実施するための人員で、移乗については『教員がするものだ』という認識でいた。

14

事例① ケアルームでの移乗は誰がする？

指導的な役割を担う看護師のアプローチ

- 現状の取り組みを洗い出し、支援方法を見直し、改善したい思いを双方に伝えた。
- 自分たちの意識を変えていくことが、児童生徒にとって有効かつ重要であることを伝え、移乗への参加を促した。
- ボディメカニクスの視点で安全で安定した移乗が出来るように、腰痛や不安のある教員や医療的看護職員に対しては無理のない範囲でゆっくり進め、安全な移乗を実施した。

15

事例① ケアルームでの移乗は誰がする？

～現在の様子（5年目）～

【変化したこと】

教員は自立活動を行いながら医療的ケア看護職員が移乗をサポートする体制を組めるようになった。
医療的ケア看護職員は医療的ケアだけでなく生活援助行為もかかわりの一環であることが理解できた。

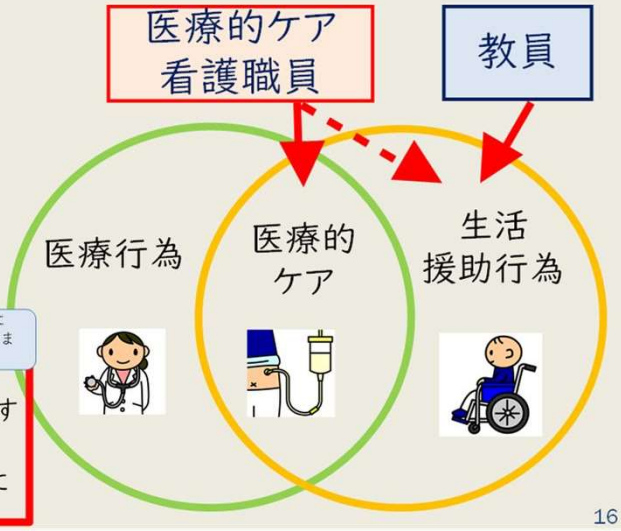

こういう移乗のほうが安全ではないですか？

無理せずに一緒にやりましょう！

【結果】

教員と看護師が声を掛け合い協働して移乗することが定着した

→協働しながらより効率的で質のよい支援に

16

Ⅲ.実践報告

事例② 連絡帳とケアノートの一体化への道

17

事例② 連絡帳とケアノートの一体化への道

現状と課題点

・保護者より『毎朝、2冊書くことが大変』という声があり。
・医療度により情報取集内容が増え、お互い把握しにくい。
・保護者より高等部卒後に向け、事業所等と在学中より情報共有しやすいノートを作りたいとの要望あり。

情報を一元化したノートが必要なので
一体化ノートを作ろう!!

18

事例② 一体化ノートの一例

ご家庭記入欄

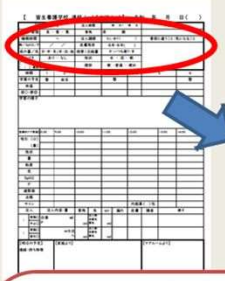

【 皆生養護学校 連絡ノート&ケアノート】 令和

【朝 家庭より】		注入時間	時 分~ 時 分
機嫌／緊張	良 ・ 普 ・ 悪	胃残	夜 朝
睡眠時間	~	注入調節	なし・あり( )
熱／SpO2／P	／ ／	皮膚発赤	左耳・右耳( )
痰の量／色	少・中・多/半・白・他	排便1日総量	少・いつも通り・多
えずき	あり ・ なし	性状	水 ・ 泥 ・ 軟
： ）薬剤名 ： ）薬剤名		腹部	軟 ・普通 ・ 硬め

- 2冊のノートを1冊にすることによって、家庭での様子が教員と医療的ケア看護職員との情報が一括でき、とてもわかりやすくなりました。
- ノート作成段階で、保護者、教員、医療的ケア看護職員の3者で観察項目やレイアウトの修正を行い、確認したい健康面・医療情報などを把握しやすくしたため、スムーズに一体化ノートへ移行ができました。

19

事例②一体化ノートの一例（教員や医療的ケア看護職員が記録するスペース）

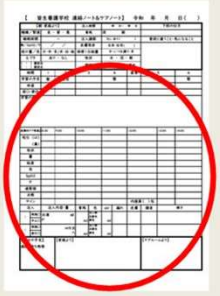

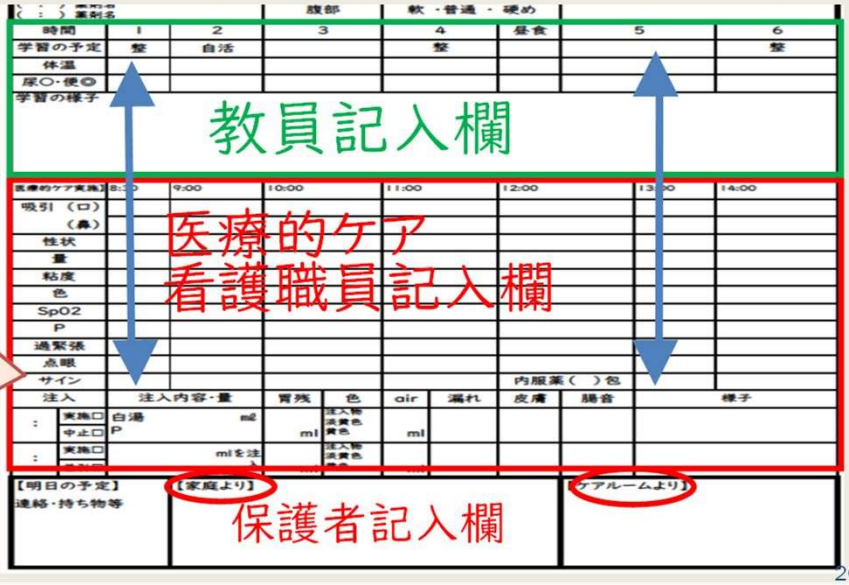

縦線で経時的に見ることができ、特記事項も一覧できるように変更したため、対応しやすくなりました。

20

事例② 一体化ノートを使用しての登校風景

ノートを通じて多職種連携がますます円滑に！

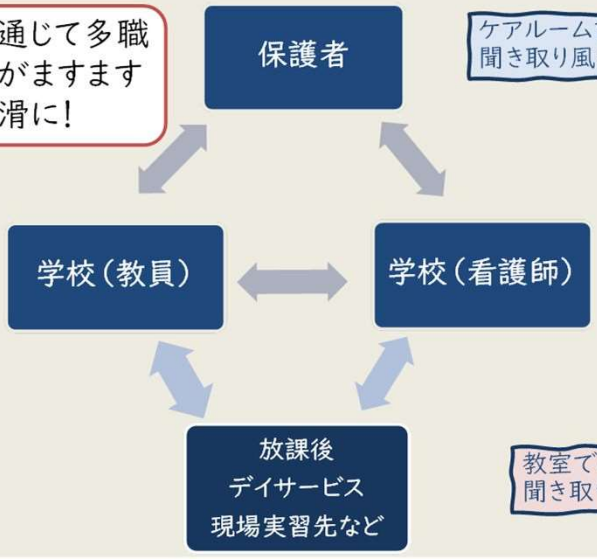

ケアルーム前での聞き取り風景

教室での聞き取り風景

21

Ⅲ.実践報告

事例③ 体温管理と学習時間の確保への道

22

事例③ 体温管理と学習時間の確保への道

【Aさんの現状】

・中枢性疾患の低体温症により冬期の著しい体温低下がある。

・主治医に学習可能な体温レベルを確認し、全身状態を見ながら体温管理をしている。

・活動可能にするための体温管理に時間を要する。

・より効果的な保温方法を担任・看護師・保護者と検討中

・保温管理中の学習参加方法が課題。

目標：Aさんの熱型を分析し、保温対策をしながら
学習可能な体温を保ち、参加時間を増やそう!!

23

事例③ 体温管理と学習時間の確保への道

R2冬期：保温環境を強化するも
体温上昇に時間を要す状態が続く

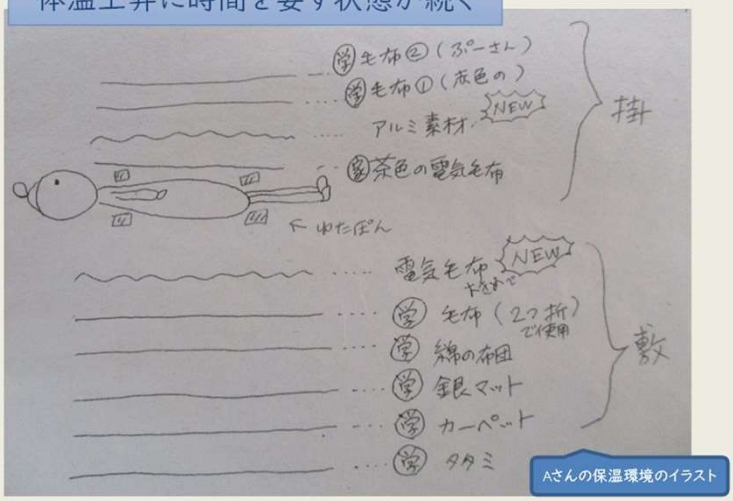

Aさんの保温環境のイラスト

24

事例③ 体温管理と学習時間の確保への道

【Aさんの保温グッズの数々】

- 電気毛布を敷いたり巻いたりして使用（3枚使用中）
- アルミシート（R3.11月登場！）
- 帽子
- コート
- ジェルタイプ湯たんぽ（レンジで数分加熱したものを使用）
- ヒーター
- マッサージ

このような工夫で
Aさんの周りは
いつもぽかぽか！

25

【Aさんの体温グラフから見えてきたこと】

・登校後の体温が一番低いこと
・医師の指示より34度以上を保ち、学習可能なレベルを保持することが必要
・低体温による心拍低下や呼吸抑制のリスク状態
・登校時の体温低下を予防できれば、保温時間が短くなるかもしれない

26

事例③ 冬期の朝の登校風景

天気によっては効果的な保温対策をしないと急激な体温低下を引き起こす為、熱を逃がしにくい工夫をして、短時間で室内に入る必要があります。

27

事例③ 体温管理と学習時間の確保への道

・登校時よりスムーズな移乗を実施すること、保温グッズを活用し体温維持への配慮を実施した。

・保温中も学習継続が可能となり、視線入力の学習に参加することができた。

28

Ⅲ.実践報告

実践報告を通して

29

○実践報告を通して

- 日々、密接に連携しあいながら児童生徒に関わっていく中で、お互いを理解しあうことが重要である。
- 指導的役割を担う看護師がつなぎ役となり、繰り返し、お互いの目標をどこにもっていくかを確認すること。
- 教育活動において教員と看護師がしっかり話しをしながら、『○○できない、○○したいのだけど、、、。』を『○○ならできる、○○をまずやってみよう』など行動を変えてみることも大切。

30

31

令和3年度文部科学省委託事業
学校における医療的ケア実施体制充実事業
（医療的ケアのための看護師に対する研修機会の確保）
Web研修「学校における医療的ケア児を中心とした多職種協働」

指導的な役割を担う看護師の実践報告

②病院所属の立場から

令和3年12月24日

三重県教育委員会特別支援教育課　医療的ケアアドバイザー
三重大学医学部附属病院　小児・AYAがんトータルケアセンター

目次

Ⅰ.平成30年度学校における医療的ケア実施体制構築事業
Ⅱ.三重県立特別支援学校の状況について
Ⅲ.特別支援学校での主な活動内容の具体
Ⅳ.事例報告
　・事例1　口腔鼻腔吸引を気管分岐部近くまで挿入を希望する家族
　・事例2　人工肛門造設生徒の個別的な対応
　・事例3　特別支援学校卒業後の就業支援
Ⅴ.まとめ　私が考える指導的役割を担う看護師

1

Ⅰ.平成30年度学校における医療的ケア実施体制構築事業

2

平成30年度学校における医療的ケア実施体制構築事業

（学校における高度な医療的ケア等に対応した校内支援体制充実事業） 特別支援教育課

平成30年度からの三重県の取組みのあらまし

背景
○医療技術の進歩を背景として、酸素療法や人工呼吸器の使用等の特定行為以外の医行為が必要な児童生徒が増加し、その対応が求められており、学校における医療的ケア実施体制の構築が課題となっている。

取組
○平成29年度に作成したビデオ研修教材や医療的ケア実施対応マニュアルを活用した取組を進めるとともに、平成29年度の事業の成果を複数のモデル校において展開する。

法令根拠
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（合理的配慮の提供）」
「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」

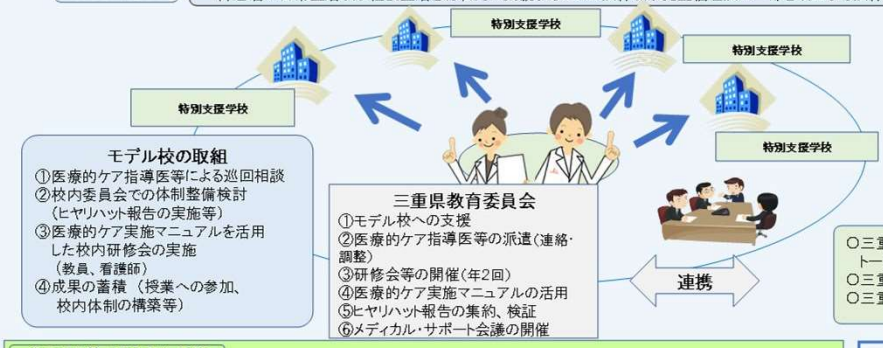

モデル校の取組
①医療的ケア指導医等による巡回相談
②校内委員会での体制整備検討
（ヒヤリハット報告の実施等）
③医療的ケア実施マニュアルを活用した校内研修会の実施
（教員、看護師）
④成果の蓄積（授業への参加、校内体制の構築等）

三重県教育委員会
①モデル校への支援
②医療的ケア指導医等の派遣（連絡・調整）
③研修会等の開催（年2回）
④医療的ケア実施マニュアルの活用
⑤ヒヤリハット報告の集約、検証
⑥メディカル・サポート会議の開催

期待される効果
校内支援体制の充実による保護者の負担軽減

成果の普及・促進
①メディカル・サポート会議での取組報告
②実践報告会を通した普及

○三重大学医学部附属病院小児トータルケアセンター（医師・看護師）
○三重県医師会
○三重県看護協会

各モデル校の重点的な取組
○昨年度の取組に引き続き、人工呼吸器及び気管カニューレ対応児の保護者の付添い負担軽減を含めた体制整備を検討
○酸素ボンベ及び気管カニューレ対応児の保護者付添い負担軽減を含めた体制整備を検討
○気管カニューレ対応児のスムーズな受け入れ及び体制整備を検討
○人工呼吸器対応児のスムーズな受け入れ及び体制整備を検討

医療的ケア指導医等の派遣
①小児トータルケアセンターとの連携
②小児看護および小児医療の経験が豊かな看護師との連携

出典：三重県教育委員会特別支援教育課：一部改変

3

三重県教育委員会の取り組み

①モデル校への支援
②医療的ケア指導医等（医療的ケアアドバイザー含）の派遣
③研修会の開催
④医療的ケア実施マニュアルの活用
⑤ヒヤリハット報告の集約・検証
⑥メディカルサポート会議の開催

モデル校の取り組み

①医療的ケア指導医等（医療的ケアアドバイザー含）による巡回相談
②校内委員会での体制整備の検討
③医療的ケア実施マニュアルを活用した校内研修会の実施
④成果の蓄積

医療的ケアアドバイザーの役割

①ケア実施場面の観察・助言
②緊急時対応訓練研修の講師及び訓練時の助言
③個別の緊急マニュアルへの助言
④各モデル校の課題達成に向けての支援

指導的な役割を担う看護師としての私の役割

4

Ⅱ.三重県立特別支援学校の状況について

5

令和3年度三重県内の県立特別支援学校

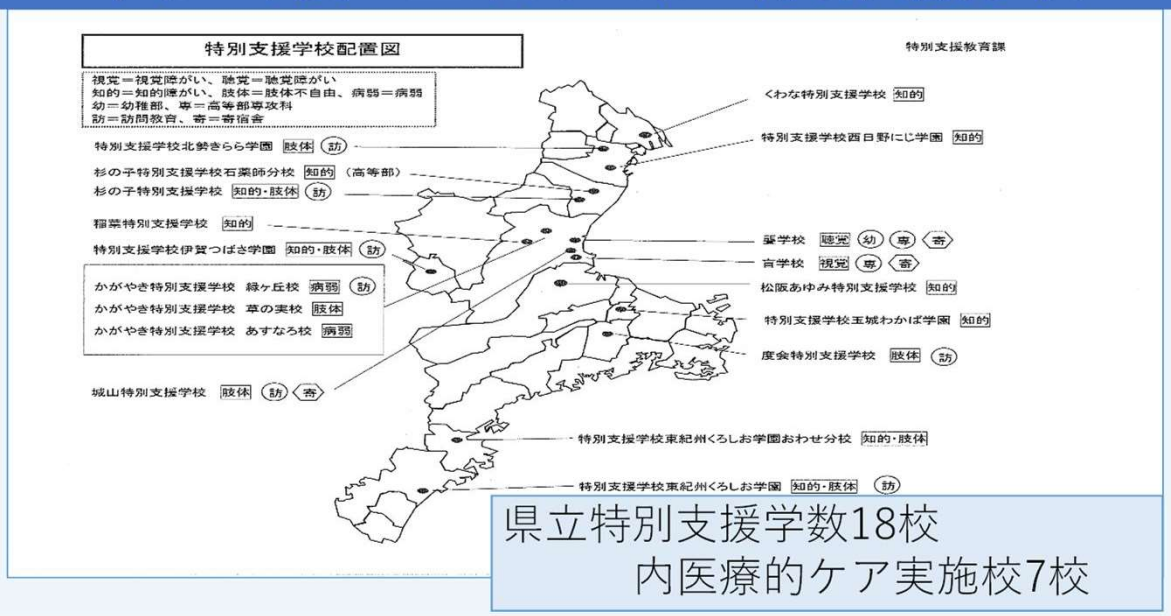

県立特別支援学数18校
内医療的ケア実施校7校

6

令和3年度三重県立特別支援学校における医療的ケア実施状況

	合計
医療的ケア実施校数	7校
実施校児童生徒数	720人
内　医療的ケア対象児童数	74人
割合（%）	10.3%
医療的ケア看護職員数	15人
医療的ケア担当実施教員※数	130人

※認定特定行為業務従事者であり、今年度医療的ケア児を担当している教員

医療的ケアアドバイザーとして、医療的ケア看護職員への指導助言だけではなく教員への指導助言も重要な役割となっている

R3.5.1現在

7

令和3年度三重県立特別支援学校における医療的ケア実施項目

（重複した医療的ケアや熟練した看護師でないと行えないような高度な医療的ケアを受ける生徒も少なくない）

栄養			呼吸										排泄		その他	
経管栄養			口腔鼻腔内吸引		気管切開部			経鼻咽頭エアウェイ内吸引	ネブライザー等の薬液吸入	酸素療法	人工呼吸器の使用	排痰補助装置	導尿（自己導尿は除く）	人工肛門の管理	血糖測定（自己測定は除く）	インスリン注射等
★鼻腔胃管チューブから注入	★胃ろう	★腸ろう	★咽頭より手前まで	咽頭より奥の気道	★気管カニューレ内吸引	気管カニューレ奥から吸引	衛生管理									
8	46	1	39	16	19	9	15	2	7	5	2	1	5	3	4	2

★は、認定特定行為業務従事者の登録を受けた教員が実施できる医療的ケア

R3.5.1現在

8

医療的ケアアドバイザーとしての特別支援学校での主な活動内容

①前回の訪問日以降の様子を情報収集し、医療的ケア児の状況把握
②医療的ケア看護職員と行動を共にした業務確認
③医療的ケア手技の確認と調整
④教員の医療的ケアへの助言、指導
⑤緊急時対応訓練と助言
⑥緊急時対応マニュアル、および個別緊急時対応マニュアルの検討
⑦学校として初めての受け入れに対しての体制構築と調整
（人工呼吸器・気管カニューレ）
⑧研修企画・実施
⑨校内委員会への参加　　等々・・・
※各校への訪問頻度は月１回～学期１回程度

これまで学校勤務経験がなかったため、病院での経験を生かしてのスタートだった学校で行われている医療的ケアについて知ることが最初の一歩だった

9

Ⅲ.特別支援学校での主な活動内容の具体

10

特別支援学校での主な活動内容の具体 ①

①前回の訪問日以降の様子を情報収集し、医療的ケア児の状況把握

前回の訪問日以降の児童生徒たちの様子を情報収集するところから始まる。
個別性が高い生徒たちを理解するには時間を要する。
そのため、医療的ケア看護職員と行動を共にし、児童生徒の状況を確認する。
※各校への訪問頻度は月１回～学期１回程度

②医療的ケア看護職員と行動を共にした業務確認

医療的ケア看護職員に指導助言を行うためには、いかにアセスメントできるかが重要になる。
そのため多方面の情報をいかに収集するかを重要視している。
医療専門職の医療的ケア看護職員からだけでなく、いつもそばで見ている教員の意見も必ず聞き、必要に応じて医療的ケア看護職員と教員との調整を行う。

11

特別支援学校での主な活動内容の具体 ②

③医療的ケア手技の確認と調整

【学校における医療的ケア】

・一人一人実施方法等が異なる。
・重症度の高い児童生徒も増えている。
・医師不在の教育の場のため、医療的ケア看護職員は毎日実施している手技でも不安を持って実施している。
・児童生徒の状況変化により、医療的ケアの内容を検討する必要が出てくることがしばしばある。

【大切にしていること】

・医療的ケア看護職員や教員の小さな疑問や思いにはしっかり耳を傾け、一緒に考える。
・医療的ケア看護職員と教員の間に入り、お互いに意見を言え、検討できるようにすることが重要である。
・医療専門用語をわかりやすく教員に伝えること等も必要になる。
・多職種で手技を確認検討することは各職種の視野が広がり、児童生徒の安全につながる上に、医療的ケア看護職員、教員の安心にもつながっている。
・検討した結果によっては必要な外部関係機関と学校をつなぐこともある。

病院に所属していることがメリットに

12

特別支援学校での主な活動内容の具体 ③

④教員の医療的ケアへの助言、指導

教員は、認定特定行為業務従事者の登録を受け医療的ケアを行うが、医療職でないこともありさらに大きな不安を持って実施している。日々実施している手技が今の児童生徒に適しており、適正に行われていることを伝えることで、不安解消につながっている。

助言指導を行い、適正に行われていることを伝えることで不安解消につながる

13

特別支援学校での主な活動内容の具体 ④

⑤緊急時対応マニュアル、および個別緊急時対応マニュアルの検討

作成時　特に大切にしてきたのは役割分担

学校の医療的ケア看護職員の人数は限られているので、医療職でない教員にどのように役割分担し、共同できるかを焦点にして考える。

【例】処置を医療的ケア看護職員が行うため、その他の役割として、記録を教員が行うとき、何に焦点を当てて記録を残すのか、記録用紙は形を統一したものを作り、観察すべき項目をあらかじめ表示し書き込み式にし、各教室に設置した。

⑥緊急時対応訓練と助言

重症度の高い児童生徒も在籍しているので、緊急対応も必要となる。日頃から訓練を実施している。**学校では、医療職は医療的ケア看護職員のみであることが多いのため、すべてを任せられてしまうこともある。その時どう対応するのか、全職員での対応として検討。**

14

特別支援学校での主な活動内容の具体 ⑤

⑦学校として初めての受け入れに対しての体制構築と調整（人工呼吸器・気管カニューレ）

医療的ケアを必要とする児童生徒の就学時には、**学校の体制を作り上げること**に加わる。各学校が初めての医療的ケア項目を受け入れる時は**就学に向けての準備にも加わり、環境整備や付き添いの解除迄の計画立案、災害対策も検討。**

就学にあたり、早くから学校と**訪問看護との関係性をつなぎ**、情報提供を受ける。医療職同士の情報交換はより安心感が持てる。

⑧研修の企画・実施

学校単位で研修を依頼されることもある。**同じ内容でも職種により内容を変え、分かりやすくするよう工夫**している。職種別で知りたい内容も違い、その**要望に応えるようにしている。**

⑨校内委員会への参加

校内委員会では、ヒヤリハット報告の共有等も行われるため、予防策の提案なども行う。

職種間の理解度を埋めることが最も大切。

15

Ⅳ.事例報告

事例1　口腔鼻腔吸引を気管分岐部近くまで挿入を希望する家族

16

実施事例　1-1）

学校での口腔鼻腔吸引を気管分岐部近くまで挿入を希望する家族

【生徒の状況】

長期入院後　高等部に転校
医師からは気管切開を進められているが、家族は受け入れられない
咳嗽反射あるが弱い　痰は多い　緊張も強い

【母の思い】

口腔鼻腔から気管分岐部近くまでチューブを挿入し、しっかり痰を吸引してほしい。私ができているから看護師にはできるはず
吸引できなければ肺炎になってしまう

17

実施事例　1-2）

【医療的ケア看護職員・教員の思い】

・医師のいない学校での無理な吸引はリスクが高く避けたい
・教員は実施できないが、見ているだけでも怖い

【医療的ケアアドバイザーとしての助言】

- 主治医の指示を再確認し、気管分岐部までの吸引を実施するよう指示があった場合、主治医から手技の指導を受けること
- 緊急時の受け入れ病院として依頼すること
- 家族には気管分岐部までの吸引リスクを整理して伝えること
- 実施しない指示の場合は、それに代わるケアを実施する必要があるので、家族、主治医と検討する
- 吸引方法を変更後の生徒の様子を家族と情報共有すること

18

実施事例　1-3）

【結果】

・主治医と母の認識の違い、医療的ケア看護職員、教員、母の思いをしっかり聞き共通理解することで、統一することができた

・リスクを伴うケアを必要とする場合もある。その時は実施する医療的ケア看護職員の責任で行うものではなく、学校として実施していくかどうか組織で考える必要があると理解を得ることができた

19

Ⅳ.事例報告

事例2　人工肛門造設生徒の個別的な対応

20

実施事例　2-１）

人工肛門造設生徒の個別的な対応

【生徒の状況】

- 人工肛門を造設している　腸炎を繰り返している
- 入退院も繰り返している　血便も頻回

【医療的ケア看護職員の要望】

- ストーマの排泄物の処理は医行為ではないので、教員が行ってほしい
- 他校のストーマの排泄処理は教員が実施している

【教員の思い】

- 出血が頻回にあるため、処理時が怖い
- 私たちが実施して大丈夫か

21

実施事例　2-２）

【医療的ケアアドバイザーとしての対応】

・あくまでも安定していることが前提。ストーマからの排便物の処理は確かに医行為ではないことは発表されている

ケアの内容だけで決めるのではなく、一人の生徒を見て判断した

- 医療的ケア看護職員と教員の思いをそれぞれに聞く

当該学校では医療専門職は医療的ケア看護職員のみで、医療に関しての判断はほぼ医療的ケア看護職員が行っており、教員は意見を言えない状況になることがある。しっかり話を聞いた後判断し、学校内委員会へ進める

22

Ⅳ.事例報告

事例3　特別支援学校卒業後の就業支援

23

実施事例３-１）

特別支援学校卒業後の就業支援

【生徒の状況】

- 高等部3年生、知的障がいがあり、Ⅰ型糖尿病、
- 血糖値が安定せず、低血糖時に症状が現れにくい
- 登校時・昼食前・下校時に血糖測定を医療的ケア看護職員が行っている
- 昼食前に、血糖値を見てインスリン注射を医療的ケア看護職員が実施
- 自己管理はできない
- 就業に向けて学校が調整中

24

実施事例３-２）

【母の希望】

- 就職先には看護師がいて、血糖の管理とインスリン注射を実施してほしい
- 母は就業しているので、就職先への送迎はできない。徒歩で通勤できる場所を希望

【就職調整状況】

- 看護師が常駐する就職先がない
- 家族が生徒の勤務先に出向くことはできない
- 自分一人で通勤できるところは限られる

25

実施事例３-３）

【医療的ケアアドバイザーとしての対応】

- 生徒にかかわっている地域支援者と連携を取り情報収集をすること
- 学校だけで解決しようとせず、地域支援者会議を開催を打診
- 主治医への相談
- 学校での医療的ケアの方法にとらわれないこと

新たな学校外の支援者とつなぐ

就学する時に医療的ケアを学校の生活リズムに合わせて調整しているのと同じように、次のステージへの調整を新たにする必要がある

26

Ⅴ. 私が考える指導的役割を担う看護師　まとめ

27

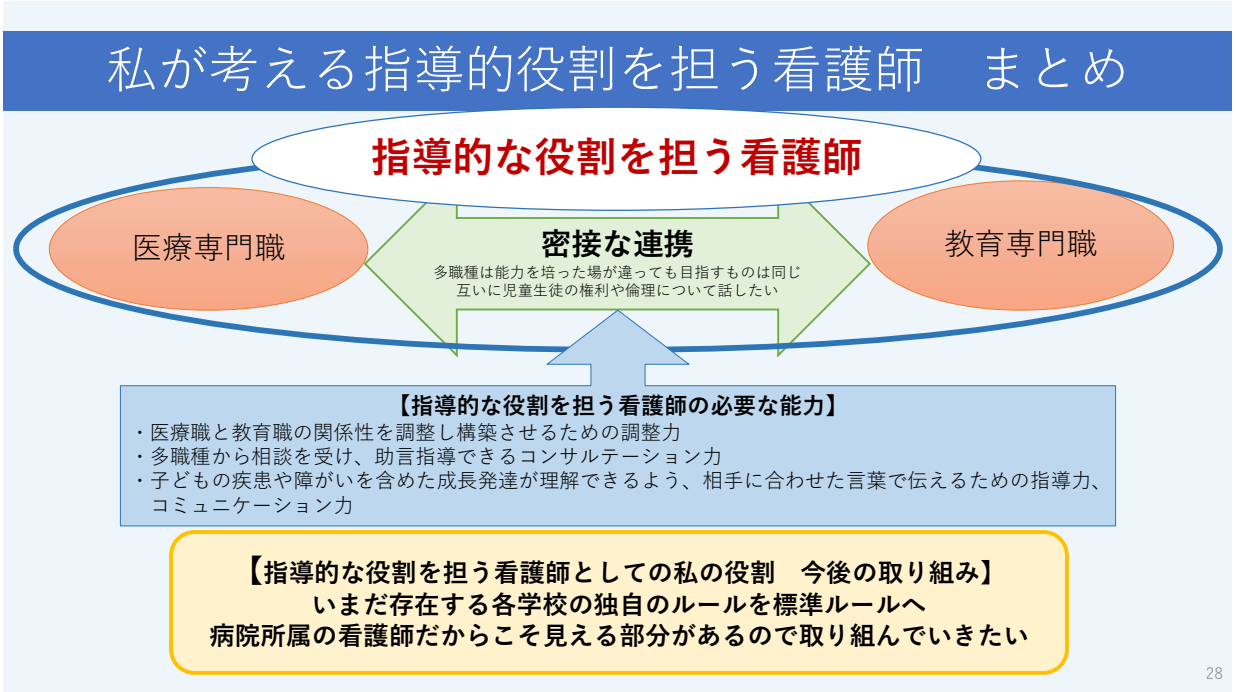
私が考える指導的役割を担う看護師　まとめ
指導的な役割を担う看護師
医療専門職
密接な連携
多職種は能力を培った場が違っても目指すものは同じ
互いに児童生徒の権利や倫理について話したい
教育専門職
【指導的な役割を担う看護師の必要な能力】
・医療職と教育職の関係性を調整し構築させるための調整力
・多職種から相談を受け、助言指導できるコンサルテーション力
・子どもの疾患や障がいを含めた成長発達が理解できるよう、相手に合わせた言葉で伝えるための指導力、コミュニケーション力
【指導的な役割を担う看護師としての私の役割　今後の取り組み】
いまだ存在する各学校の独自のルールを標準ルールへ
病院所属の看護師だからこそ見える部分があるので取り組んでいきたい
28

令和3年度文部科学省委託事業
学校における医療的ケア実施体制充実事業
（医療的ケアのための看護師に対する研修機会の確保）
Web研修「学校における医療的ケア児を中心とした多職種協働」

指導的な役割を担う看護師の実践報告

③教育委員会所属の立場から

令和３年１２月２４日
神奈川県教育委員会
特別支援教育課

目次

Ⅰ.神奈川県立特別支援学校の現状

Ⅱ.神奈川県特別支援教育課看護師長の役割と業務内容

・役割と業務内容
・業務内容1（学校に関すること）
・業務内容2（医療的ケア看護職員への研修に関すること）

Ⅲ.令和３年度　小児看護ステップアップ研修

Ⅳ.指導的な役割を担う看護師として

1

Ⅰ.神奈川県立特別支援学校の現状

2

神奈川県立特別支援学校の現状

〇医療的ケア実施校：１８校（１校については病院内に設置）
〇医療的ケア実施　児童生徒数：２５３名（令和３年７月末時点）
〇医療的ケア看護職員配置数：５７名（病院内の学校は除く17校に配置）
〇特別支援教育課に看護師長１名、
非常勤看護師1名（主に学校派遣業務）配置。

3

Ⅱ.神奈川県特別支援教育課看護師長の役割と業務内容

役割と業務内容

4

神奈川県特別支援教育課
看護師長の役割と業務内容

1．**医療的ケア看護職員の医療的ケアの業務に関する統括及び相談指導に関すること**
2．**巡回診療時における、医療的ケアに関する状況の把握、担当医、医療的ケア看護職員の連絡調整に関すること**
3．**医療的ケア看護職員を対象に実施する研修に関すること**
4．小学校、中学校、高等学校及び学校からの医療的ケアに関する相談指導に関すること
5．医療的ケア看護職員等が不在時の場合における担当医の指示に基づいた医療的ケアの実施に関すること
6．医療的ケアを担当する教員に実施する研修等に関すること
7．学校における医療的ケアの円滑な運営を図る会議に出席に関すること

5

Ⅱ.神奈川県特別支援教育課看護師長の役割と業務内容

業務内容1（学校に関すること）

6

業務内容１（学校に関すること）

１）巡回診療型診療所方式

・毎月１回実施される巡回診療の場に同席し、各校の医療的ケアの実施状況等を把握し**課題を共有**する。

・**情報提供や助言等**を行う。

２）医療的ケア看護職員不在時の応援

・**医療的ケアの実施**

・医療的ケア看護職員、教員からの**相談**

・新任の医療的ケア看護職員の**フォローアップ**

7

Ⅱ.神奈川県特別支援教育課看護師長の役割と業務内容

業務内容2（医療的ケア看護職員への研修に関すること）

8

業務内容２
（医療的ケア看護職員への研修に関すること）

１）新任看護師研修

・4月入職時に実施（中途採用者は、その都度実施）
・学校配属後、１～２カ月後を目途に学校に出向きフォローアップ

研修内容

○医療的ケアの歴史
○神奈川県の制度
○医療的ケア看護職員の１日
○学校での医療的ケア看護職員の役割
○学校における協働・連携について
○医療的ケア看護職員として

9

業務内容２
（医療的ケア看護職員への研修に関すること）

２）小児看護ステップアップ研修

実施時期：**夏季休業中**

対象：**医療的ケア看護職員**

期間：**３日間**（90分１コマの講義を９コマ）

・毎年、医療的ケア看護職員より受講したい内容について**アンケートを実施**

アンケート結果

前年度の研修で得られた感想等

実際に学校訪問で感じているニーズ

総合的に踏まえ、研修内容を企画・運営

10

Ⅲ.令和３年度　小児看護ステップアップ研修

11

小児看護ステップアップ研修

令和３年度研修内容

【講座１】 姿勢とポジショニング	【講座４】 胃ろうの管理	【講座７】 今後の医療的ケアと医療的ケア看護職員の役割
【講座２・３】 小児の呼吸管理と気管カニューレ抜去時の対応	【講座５・６】 学ぼう・高めようコミュニケーション能力	【講座８・９】 小児の人工呼吸器の基礎

12

令和３年度　小児看護ステップアップ研修
コミュニケーション研修から

○研修希望のアンケート

コミュニケーション内容希望・・・**２件**

学校に行くと・・・つぶやきが

・日々の教員・医療的ケア看護職員とのやりとりでのつまづき・悩み・不安
・多様化する医療的ケアの対応の難しさ

コミュニケーション研修の必要性

13

令和３年度　小児看護ステップアップ研修
コミュニケーション研修から

講座５．６「学ぼう・高めよう・コミュニケーション能力」

コミュニケーション研修を受講するにあたって

事前アンケート実施

内容

①コミュニケーションでうまくいっていること
②コミュニケーションでうまくいっていないと感じること、悩んでいること
③今回の研修「学ぼう・高めよう・コミュニケーション能力」で学びたいこと、知りたいこと

※講師の先生とアンケート結果に基づき、講義内容についてご相談、依頼

14

令和３年度　小児看護ステップアップ研修
コミュニケーション研修から

講座５．６「学ぼう・高めよう・コミュニケーション能力」

主な講義内容

○コミュニケーションとは何か
○仕事における価値観の探求
○傾聴、承認、アサーショントレーニング等

15

令和３年度　小児看護ステップアップ研修
コミュニケーション研修から

講座５．６「学ぼう・高めよう・コミュニケーション能力」

研修後の感想

・**うまくいかずに悩んでいたことに対して、ヒント**をたくさんいただくことができた。

・「**相手の反応が自分のコミュニケーションの成果・結果**である」という言葉が心に残った。

・職場でも家庭でも「自分は伝えたから、相手が悪い」と思うことを改めたい。

・**自分の価値観を大切にするということは、相手の価値観に対しても同様**である。

・仕事に対する自分の価値観について、「**自分自身が何を大切にしているか**」はっきりとした。

・**同僚の価値観についても知りたい**と思った。

16

令和３年度　小児看護ステップアップ研修
コミュニケーション研修から

◈「**学校で働く**」ということ
異なる専門性を持つ職種との協働・連携
⇒「コミュニケ–ション研修等の必要性」

◈医療的ケア看護職員としての**価値観を育てる**
児童・生徒の学校生活を支えるチームの一員
⇒「医療的ケア看護職員の役割を明確化」

17

Ⅳ.指導的な役割を担う看護師として

18

指導的な役割を担う看護師として

○「医療的ケアが必要な児童・生徒」を中心においた
専門職同士の価値観の共有と相互理解に努めること

○教育を受ける子どもの
最善の利益が守られているかという人権意識を持つこと

○医療的ケア看護職員が日頃の悩み、不安等を話すことができるなど、
気持ちを伝えあえる関係づくりに努めること

○児童・生徒を中心にした
情報の整理や課題に対する助言をすること

19

指導的な役割を担う看護師として

○学校という場で働く医療的ケア看護職員が

多職種とチームの一員として看護の力を発揮できること

○児童・生徒の学校生活を支えるチームの一員として

魅力ある看護の仕事であることを伝えていくこと

20

指導的な役割を担う看護師として

学校での看護の力の発揮

・児童生徒を中心とした情報の整理と課題共有
・児童生徒の成長を支える魅力ある看護の仕事であること

多職種協働・連携

専門職同士、また多職種と価値観の共有と相互理解に努めること

児童生徒が主役である学校

最善の利益が守られているかという人権意識を持つこと

医療的ケア看護職員が働く上での悩みや不安を共有できる関係づくり

21

令和3年度　文部科学省委託事業
学校における医療的ケア実施体制充実事業
（医療的ケアのための看護師に対する研修機会の確保）
指導的な役割を担う看護師の研修プログラム案と教材例

令和4（2022）年3月
発行・編集　公益財団法人 日本訪問看護財団
〒150-0001　東京都渋谷区神宮前5-8-2
日本看護協会ビル5階
TEL.03-5778-7001　FAX.03-5778-7009
https://www.jvnf.or.jp